

愛媛県子ども読書活動推進計画 (第五次)

[令和6(2024)年度～令和10(2028)年度]



令和6年3月

愛媛県教育委員会

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第9条第1項の規定に基づき、愛媛県教育委員会が策定しました。

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景	1
(1) 国の動き	1
(2) 県の動き	1
(3) 第五次計画策定の目的	2
2 計画の期間	2
3 計画の体系図	3

第2章 本県における子どもの読書活動の現状と課題

1 前計画における10指標の達成状況	4
2 子どもの読書の現状	6
3 現状から見えてきた5つの課題	8

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

I 子どもに対する働きかけ

1 家庭における子どもの読書活動の推進	
(1) 家庭の役割	10
(2) 現状と課題	11
(3) 今後の方向	
ア 家庭での子どもへの働きかけ	11
イ 保護者自身の取組	12
ウ 家庭に対する働きかけ	12
2 地域における子どもの読書活動の推進	
(1) 地域の役割	12
(2) 現状と課題	13
(3) 今後の方向	
ア 公立図書館における子どもの読書活動の推進	14
イ 公民館図書室等における子どもの読書活動の推進	14
ウ ブックスタートフォローアップ事業の実施	14
エ NPO法人・ボランティアによる活動の推進	15
3 学校等における子どもの読書活動の推進	
(1) 学校の役割	15
(2) 現状と課題	16
(3) 今後の方向	
ア 授業時間における読書活動の推進	16
イ 朝の読書等「一斉読書」の推進	17
ウ 休み時間・放課後における読書活動の推進	17
エ 学校関係者の意識の高揚	18

オ	幼稚園、保育所、認定こども園等における子どもの読書活動の推進	18
4	県立図書館における子どもの読書活動の推進	
(1)	県立図書館の役割	18
(2)	現状と課題	19
(3)	今後の方向	
ア	読書への関心を高める取組等	19
イ	学校等に対する支援	20
5	多様な子どもたちに対する読書活動の推進	
(1)	現状と課題	20
(2)	今後の方向	20
6	発達段階に応じた子どもの読書活動の推進	
(1)	乳幼児期	21
(2)	小学生期	21
(3)	中学生期	21
(4)	高校生期	21
II	環境整備	
1	公立図書館等の充実	
(1)	現状と課題	22
(2)	今後の方向	
ア	人的充実	22
イ	児童書の充実	22
ウ	児童書コーナーの設置と工夫	23
2	学校図書館等の充実	
(1)	現状と課題	23
(2)	今後の方向	
ア	人的充実	24
イ	児童書の充実	24
ウ	設備面での充実	25
エ	学校図書館の開放	25
3	県立図書館の充実	
(1)	現状と課題	25
(2)	今後の方向	
ア	人的充実	25
イ	児童書等の充実	26
ウ	児童書コーナーの設置と工夫	26
エ	研修等	26
オ	その他	27
4	ボランティアの育成と活用	
(1)	現状と課題	27
(2)	今後の方向	27

5 多様な子どもたちのための環境整備	
(1)現状と課題	27
(2)今後の方向	
ア 学校における取組	28
イ 公立図書館等における取組	28
ウ その他	28
6 公立図書館と学校等との連携	
(1)現状と課題	28
(2)今後の方向	28
7 デジタル社会に対応した読書環境の整備	
(1)現状と課題	29
(2)今後の方向	
ア 学校図書館・公立図書館等のデジタル化の推進	29
イ 1人1台端末の活用	30

Ⅲ 普及啓発

1 普及啓発	30
2 「子ども読書の日」「文字・活字文化の日」など	30
3 優良図書・優良事例の紹介	31
4 市町における読書活動推進計画の策定及び実践	31

(資料)

○ 用語解説	32
○ 子ども読書活動推進のための取組事例	33
○ 子どもの読書活動に関するアンケート結果	39
○ 学校における読書活動の状況	71
○ 子どもの読書活動の推進に関する法律	72
○ 文字・活字文化振興法	73
○ 子どもの読書活動に関するホームページ一覧	74

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

近年、人口減少や少子高齢化が進む中、グローバル化やデジタル化の急速な進展により社会は多様化・複雑化し、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。以前は、祖父母や地域の人たちから世代を超えて、伝統や文化など様々なことが受け継がれてきましたが、現在は核家族化や地域コミュニティの衰退などで伝統文化の継承が難しくなっています。

また、生活が豊かになった反面、いじめや不登校、児童虐待、青少年の非行など、深刻な状況が続いており、これらを改善しようとする様々な取組も行われています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりデジタル化の動きは加速し、学校においても、GIGAスクール構想^{*1}に基づき児童生徒向けの1人1台端末が整備され、ICT環境を活用した新しい取組が進められています。

このような中で、これから未来へ羽ばたく子どもたちには、自ら学び、考え、知見を深めようとする積極性、たくましさ、異なる価値観を認め合い、共に生きることのできる柔軟性、やさしさを身に付けていくことが求められています。

読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにするとともに、広く世界を知り、人生をより深く生きる力の基盤を身に付けることができる重要な学びです。

時代が大きく変化している今こそ、家庭、地域、学校が歩調を合わせて一丸となり、社会全体で子どもに読書の大切さ、おもしろさを教え、子どもの読書を振興し、たくましく健全な子どもの育成を図っていかねばなりません。

(1) 国の動き

国においては、総合的に子どもの読書活動を推進するため、平成13年12月に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、平成14年8月には、同法第8条の規定に基づき、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とし、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）が策定され、その後、おおむね5年ごとに計画が変更されています。

令和5年3月に策定された第五次基本計画では、急激に変化する時代において必要とされる資質・能力を育むために、読解力や想像力、思考力、表現力を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」を基本的方針として、家庭、地域、学校が中心となり社会全体で子どもの読書活動を推進していくことが示されています。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）^{*}²の制定、「視覚障害者の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）^{*3}、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」^{*4}の策定等を通じ、子どもの読書環境の整備が進められています。

(2) 県の動き

本県でも、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条の規定に基づき、平成16年3月に「愛媛県子ども読書活動推進計画」（第一次計画）を策定して以降、5年ごとに計画を見直し、本県における子どもの読書活動の推進を図ってきました。

その結果、公立図書館においては、ボランティアと連携した読み聞かせなど、子どもの読書活動を推進するための取組が積極的に行われ、学校においては、一斉読書の定着化や学校図書館図書標準*⁵に基づく図書の整備が進むなどの成果がある一方、依然として、学校段階が上がるにつれて読書活動が行われなくなる傾向があるなど、今後も引き続き、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう働きかけを行ったり、環境整備を推進したりする必要があります。

(3) 第五次計画策定の目的

本計画は、「読書を通じた心豊かでたくましく未来を切り拓く子どもの育成」を目標に、令和5年3月に新たに策定された国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び前計画の取組の成果や課題などを踏まえ、今後の本県における子どもの読書活動の推進を図ろうとするものです。なお、取組の実施に当たっては、「愛媛県障がい者プラン」とも連携を図りながら、子どもの読書活動を推進します。

2 計画の期間

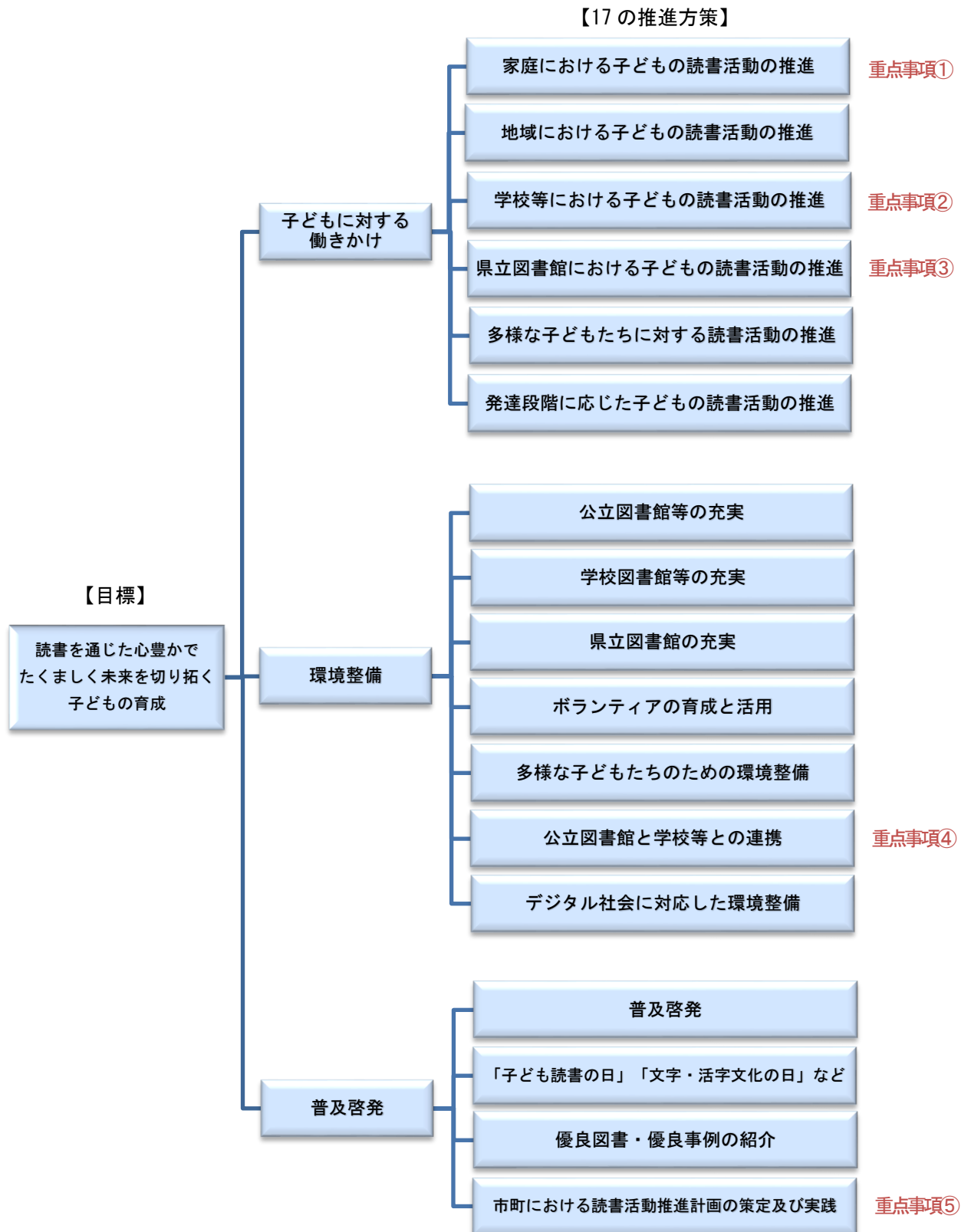
計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間であり、読書活動の推進状況を確認するため、必要な項目に数値目標を設定しています。この計画に沿って、是非子どもの読書活動が推進されるよう期待します。

なお、本計画は今後の国や県の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととします。

3 計画の体系図

本計画では、「読書を通じた心豊かでたくましく未来を切り拓く子どもの育成」を目標に掲げ、「子どもに対する働きかけ」「環境整備」「普及啓発」の3分野に対し、17の推進方策と5つの重点事項を設定し、家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取組を推進します。

家庭・地域・学校等を通じた社会全体で取組を推進



第2章 本県における子どもの読書活動の現状と課題

1 前計画における10指標の達成状況

(1) 家庭において子どもの読書を促す取組を行っている保護者の割合

	H30 年度	R5 年度目標	R5 年度実績
小学生保護者	86.8%	90%	79.8%
中学生保護者	76.1%	80%	67.2%

※本県調査

令和5年度、家庭において子どもの読書を促す取組を行っている保護者の割合は、平成30年度と比較すると、小学生の保護者で7.0ポイント、中学生の保護者で8.9ポイント減り、それぞれ79.8%、67.2%となっています。

(2) 県内公立図書館における子ども一人当たりの児童書の年間貸出冊数

H29 年度	R5 年度目標	R4 年度実績
9.9 冊	11.4 冊	9.9 冊

※愛媛県立図書館調査

令和4年度の県内の公立図書館における子ども一人当たりの児童書の貸出冊数は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う休館などの影響により2年連続で減少した令和2、3年度から回復しているものの、平成29年度の9.9冊と変わらない状況です。

(3) 県内のブックスタート*⁶のフォローアップ事業*⁷実施市町数

H30 年度	R5 年度目標	R5 年度実績
6 市町 (30%)	10 市町	7 市町 (35%)

※本県調査

令和5年7月現在、県内でブックスタート（ブックスタートに準ずる活動を含む）のフォローアップ事業を実施しているのは、平成30年度の6市町（30%）から1市町増加して7市町（35%）となっていますが、目標値は達成していません。

(4) 公立図書館サービスの利用可能な市町数

H30 年度	R5 年度目標	R5 年度実績
19 市町 (95%)	全市町	全市町

※愛媛県立図書館調査

令和5年度の公立図書館サービスの利用可能な市町数は全市町で、目標値を達成しました。

(5) 県内公立図書館の子ども一人当たりの児童書数

H29 年度	R5 年度目標	R4 年度実績
5.6 冊	6.9 冊	6.6 冊

※四国の公共図書館2023（四国地区公共図書館連絡協議会）

令和4年度の県内の公立図書館の子ども一人当たりの児童書数は、平成29年度と比較すると1.0冊増加して6.6冊となりましたが、目標値は達成していません。

(6) 県内の学校図書館図書標準達成校の割合

校種	H27 年度	R5 年度目標	R 元年度実績	R 元年度全国
小学校	74.1%	80%	79.6%	71.2%
中学校	70.7%	80%	73.8%	61.1%

※令和2年度学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）

令和元年度、県内の学校図書館図書標準を達成している学校の割合は、平成27年度と比較すると、小学校では5.5ポイント、中学校で3.1ポイント増え、それぞれ79.6%、73.8%となっています。小学校、中学校とも、全国平均を上回っていますが、令和5年度の目標値は達成していません。

(7) ボランティア養成講座を定期的実施している公立図書館の割合

H30 年度	R5 年度目標	R5 年度実績
28.0%	40%	41.4%

※本県調査

令和5年度のボランティア養成講座を定期的実施している公立図書館の割合は、平成30年度と比較すると、13.4%増加して41.4%となり、目標値を達成しました。

(8) 公立図書館と連携している公立学校の割合

校種	H30 年度	R5 年度目標	R5 年度実績	R 元年度全国
小学校	65.3%	75%	82.5%	86.0%
中学校	24.8%	45%	48.0%	65.4%

※本県調査及び令和2年度学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）

令和5年度、県内で公立図書館との連携を実施している学校の割合は、平成30年度と比較すると、小学校では17.2ポイント、中学校では23.2ポイント増え、それぞれ82.5%、48.0%と目標値を達成しましたが、小学校、中学校いずれも全国平均を下回っています。

(9) 「子ども読書の日」に関する啓発事業等を実施した公立図書館の割合

H30 年度	R5 年度目標	R5 年度実績
100%	100%継続	100%

※愛媛県立図書館調査

令和5年度、「子ども読書の日」に関する啓発事業等を実施した県内の公立図書館は30館（100%）で、目標値を達成しました。

(10) 県内の市町推進計画の策定数

H29 年度	R5 年度目標	R4 年度実績	R4 年度全国
14 市町	全市町	19 市町 (95%)	87.0%

※「子供読書活動推進計画」策定状況調査（文部科学省）

令和4年度において県内で市町推進計画を策定しているのは19市町（95%）で、平成29年度の14市町（70%）と比較すると5市町増加し、全国の策定率を上回っています。

2 子どもの読書の現状

(1) 朝の読書等「一斉読書」の実施状況

校種	H30 年度	R5 年度実績	R 元年度全国
小学校	98.5%	94.4%	90.5%
中学校	93.8%	89.6%	85.9%
高等学校	95.9%	93.2%	39.0%

※本県調査及び令和2年度学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）

朝の読書等「一斉読書」を実施している学校の割合は、令和5年度は小学校が94.4%、中学校が89.6%、高等学校が93.2%と、平成30年度と比較すると、小学校では4.1ポイント、中学校で4.2ポイント、高等学校で2.7ポイント減少していますが、全ての学校段階で全国の実施率を上回っており、県内のほとんどの学校において一斉読書が行われています。

(2) 子どもの読書状況

令和5年7月、県内の幼児、児童、生徒、保護者に対して、読書活動の状況等に関するアンケートを実施しました。（詳細は資料P39～を参照してください。）

ア 読書が好きな子どもの割合（資料P40参照）

	H20 年度	H25 年度	H30 年度	R5 年度
幼児	96.0%	96.1%	95.7%	95.0%
小学校下学年	84.9%	88.3%	84.7%	82.2%
小学校上学年	85.5%	88.6%	87.3%	81.2%
中学生	82.9%	84.7%	83.0%	80.1%
高校生	76.3%	81.5%	81.3%	73.8%

〈全国〉

校種	H29 年度	H31 年度	R4 年度	R5 年度
小学校	74.3%	75.0%	73.1%	71.8%
中学校	69.9%	68.0%	68.2%	66.0%

※全国学力・学習状況調査〔児童生徒質問紙調査〕（文部科学省）

令和5年度、本を読むことが「好き」または「どちらかといえば好き」と答えた子どもの割合は、幼児の95.0%が最も高く、学校段階が上がるにしたがって低くなり、小学生で81.2～82.2%、中学生で80.1%、高校生では73.8%となっています。全国と同様に読書が好きな子どもの割合は全ての学校段階で減少しています。

イ 不読率〈1か月間に本を全く読まない児童生徒の割合〉（資料P41参照）

	H25 年度	H30 年度	R5 年度
幼児	0.6%	0.6%	1.0%
小学校下学年	5.7%	4.9%	4.9%
小学校上学年	2.0%	1.7%	2.4%
中学生	4.3%	6.7%	11.4%
高校生	13.8%	17.3%	13.7%

〈全国〉

	H25年度	H30年度	R5年度	国目標
小学生	5.3%	8.1%	7.0%	2%以下
中学生	16.9%	15.3%	13.1%	8%以下
高校生	45.0%	55.8%	43.5%	26%以下

※学校読書調査（公益社団法人全国学校図書館協議会）

不読率は、全国と同様に、学校段階が上がるにつれて高くなっています。また、平成30年7月調査と比較すると、中学生までは増加傾向であり、高校生では3.6ポイント減少しているものの、依然として高い状況にあります。

○1か月の読書冊数（資料P41参照）

	平均冊数
幼児	11.7
小学校下学年	12.3
小学校上学年	13.6
中学生	6.9
高校生	3.0

なお、1か月間に読んだ本の冊数は、小学校上学年の13.6冊が最も多く、小学校下学年、幼児と続き、中学生及び高校生になると小学生までのおよそ半分以下となっています。平成30年7月調査と比較すると、全ての学校段階で増加しています。

ウ 家庭での読書の頻度（資料P42参照）

	ほぼ毎日	週に3回以上	週に1回くらい	月に1～2回	年に数回	全く読まない
幼児	38.6%	17.8%	35.6%	5.0%	2.0%	1.0%
小学校下学年	24.3%	20.2%	24.7%	15.4%	6.0%	9.4%
小学校上学年	22.3%	19.4%	17.9%	14.9%	10.7%	14.8%
中学生	13.6%	13.7%	18.8%	21.0%	16.1%	16.7%
高校生	5.4%	11.8%	18.1%	19.9%	15.2%	29.5%

週に1回以上家庭で本を読む子どもの割合は、幼児92.0%から、学校段階が上がるにつれて減少し、小学生で59.6～69.2%、中学生で46.1%、高校生では35.3%となっています。平成30年7月調査と比較すると、年間を通じてほとんど本を読まない（「月に1～2回」「年に数回」「全く読まない」）子どもの割合は、高校生では0.8ポイント減少していますが、幼児から中学生までは増加しています。

エ 読書をする理由・しない理由（資料P48, 49参照）

〈子どもが読書をしている主な理由〉

	家庭の雰囲気	読書の時間を作る	読みやすい環境	本の紹介	自発的	その他
幼児	14.6%	30.3%	20.2%	3.4%	21.3%	10.1%
小学校下学年	12.1%	16.2%	20.5%	6.6%	37.4%	7.3%
小学校上学年	12.6%	6.7%	20.4%	9.7%	44.2%	6.3%
中学生	13.5%	5.8%	14.9%	7.7%	52.9%	5.3%
高校生	10.1%	6.2%	6.9%	12.7%	60.8%	3.3%

〈子どもが読書をしていない主な理由〉

	家庭の雰囲気	読書の時間がない	読みにくい環境	選び方が分からない	読書が嫌い	その他
幼児	39.0%	11.9%	8.5%	13.6%	6.8%	20.3%
小学校下学年	33.8%	15.1%	11.5%	10.3%	17.7%	11.5%
小学校上学年	28.7%	16.5%	12.6%	8.6%	21.0%	12.6%
中学生	23.9%	28.2%	7.8%	13.8%	16.5%	9.9%
高校生	21.7%	30.5%	8.6%	11.8%	21.6%	5.8%

保護者が感じている、子どもが読書をしている主な理由は、幼児については「本を読む時間を作っている」が最も多いのに対し、小学生から高校生までは「特にない（子どもが自発的に読む）」が最も多く、学校段階が上がるにつれてその割合は多くなっています。また、子どもが読書をしていない理由は、幼児から小学校までは「保護者自身があまり本を読まない（家庭の雰囲気が影響）」が最も多く、中学生、高校生は「本を読む時間がない（塾、部活など）」が最も多くなっています。

3 現状から見えてきた5つの課題

(1) 読書に親しむ機会の充実

1か月の読書冊数が全ての学校段階で増加しているものの、不読率は幼児から中学生まで上昇傾向であることから、読書が好きな子どもと嫌いな子どもの二極化が進んでいることが考えられます。

読書が嫌いでも本を読む習慣のない子どもには、学校の授業や学校図書館の行事等を通して本に親しむ機会を設けるほか、家庭においても保護者が本に触れるきっかけを与えることが重要です。また、近所に図書館がない子どもには公立図書館等から積極的に働きかけを行い、子どもと本の出会いの場を作ることが大切です。

(2) 読書への意欲・関心を高める取組の充実

読書が好きな子どもの割合は全ての学校段階で減少していることから、読書以外のことに興味が向いていることが考えられます。

公立図書館等において新刊本や話題の本、子どもたちの興味を引く本について、展示方法を工夫したり、図書館便りやホームページでの紹介を充実したりするなど、様々な方法で子どもの読書への意欲、関心を高めることが必要です。

(3) 読書習慣の形成

学校段階が上がるにつれて不読率が上昇し、家庭での読書の頻度が減少していることから、学習や部活動の時間が増加することや、ゲームやSNSなどの使用時間が増加していることが考えられます。また、子どもが読書をしない理由として、家庭の雰囲気が影響しているというアンケート結果も出ています。

子どもの読書習慣を形成する上で、学校や家庭での子どもへの働きかけは重要であり、学校での一斉読書のほか、家庭において家族と一緒に読書をする時間を設けるなど、読書習慣が定着できるような意識と体制をつくる必要があります。

(4) 質的・量的な読書環境の充実

県内公立図書館の子ども一人当たりの児童書数は増加しているものの、令和5年度の目標値を達成していません。また、県内の学校図書館図書標準達成校の割合も全国平均を上回っているものの、目標値には達していません。

子どもの読書活動を推進するためには児童書を充実させることは重要ですが、単に

数を増やすだけでなく、幅広い分野の児童書を整備し、子どもたちのニーズに対応できることが必要です。学校図書館間、学校図書館と公立図書館間で相互貸借を行うなど、連携・協力体制を強化し、引き続き図書の整備・充実を図ることが重要です。

(5) 市町における計画策定・取組に対する支援

市町における読書活動推進計画の策定は着実に進んでおり、全国平均を上回っていますが、人員不足等の理由により計画策定や新たな事業展開が困難な市町もあります。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の趣旨に鑑み、市町においても地域の実情を踏まえた計画を策定することは、地域全体で子どもの読書を推進することにつながるため、県が計画策定や取組の実践に対して支援することが必要です。

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。また、心に残る名作などの文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探求心や真理を求める態度が培われます。このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要です。

また、読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、多様な人々と協働しながら様々な課題を乗り越え、地域社会の創り手として貢献していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となります。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく予測困難な時代において、子どもたちには必要な情報を収集・選択・活用し、その情報を分かりやすく発信・伝達できる力も求められています。

こうした資質と能力を兼ね備えた、心豊かでたくましい子どもたちの育成のために、読書活動の推進は不可欠なものです。個人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要です。

以上のような観点から、県では計画の目標を「読書を通じた心豊かでたくましく未来を切り拓く子どもの育成」と定め、前述の5つの課題を踏まえ、「家庭における子どもの読書活動の推進」「学校等における子どもの読書活動の推進」「県立図書館における子どもの読書活動の推進」「公立図書館と学校等との連携」「市町における読書活動推進計画の策定及び実践」の5つを重点事項とし、家庭、地域、学校等を通じた社会全体で読書活動の重要性を認識し、次の取組を通してその推進を図ります。

I 子どもに対する働きかけ

長い人生を通じて、人を助け、励まし、新しい知識を得る、そのような喜びの大きい読書活動との最初のきっかけは、特に日頃、本を読む機会のない子どもにとって、大人の側から何らかの形で働きかけることが必要です。

ただし、本来、読書は自発的なものであり、強制することによって、逆に読書離れを引き起こす可能性もあることから、働きかけに当たっては、子どもの読書に対する興味や関心を自然に引き出すような配慮も必要です。

また、読書生活を豊かにするために、継続して働きかけていくことも大切です。

特に、自我の芽生えの4歳前後、社会性の著しい発達を見せる小学校中学年ごろ、自我の確立期にあたる中学校2年生前後などの発達の節目で適切に読書を進めることは、子どもの豊かな成長に大きく寄与することに留意したいものです。

この項目では、このような子どもに対する家庭、地域、学校等を通じた社会全体からの働きかけ等について、示しています。

1 家庭における子どもの読書活動の推進

重点事項①

(1) 家庭の役割

家庭は、子どもが最初に本と出会う場所であり、家庭における読書環境や働きかけは、子どもの読書習慣を形成する上で、非常に大切な役割を担っています。子どもの日常生活の場である家庭では、定期的に読書の時間を設ける、読み聞かせをしたり、保護者がともに読書を楽しんだりするなど、様々な工夫を凝らしながら、子どもが自然に読書に親しむことができる環境を作ることが大切です。

(2) 現状と課題**ア 家庭での取組状況（資料 P54 参照）**

子どもが乳幼児、小学校下学年のうち、読み聞かせや子どもと一緒に本を読むなどを中心に、8割以上の家庭で何らかの取組を行っており、家庭で読書に親しむための取組がある程度定着しています。

しかしながら、学校段階が上がるにつれて、家庭で特に取組は行っていないと回答した保護者の割合が増加し、高校生では約4割に達しています。子どもの自主性に任せるだけではなく、家庭で読書へのきっかけを与える取組が必要です。

また、取組を行うのは母親であるという家庭が多くなっていますが、父親や祖母、兄弟姉妹などの読書活動への参加を推進していくことも必要です。

イ 読書活動に関する情報収集（資料 P50 参照）

子どもが乳幼児、小学生の間は、幼稚園や小学校、公立図書館から読書活動に関する情報を収集している保護者の割合が高くなっていますが、中学生、高校生になるとインターネットの割合が高くなっており、平成30年7月調査と比較すると、各学校段階において、インターネットで情報収集している保護者の割合は大きく増加しています。特に情報収集はしていないという保護者は幼児では24.5%ですが、高校生で44.6%となっており、そのうち、情報収集の方法がわからないと回答した保護者の割合は、幼児で20.0%、小・中学生で約25～40%、高校生で約15%となっていることから、公立図書館や学校等が積極的に啓発活動を行い、情報提供することが必要です。

また、保護者が情報収集をしていない子どもは、保護者が情報収集をしている子どもと比較すると、読書を全くしない割合が高くなっています。保護者の読書活動に対する姿勢が子どもにも影響を与えており、家庭での取組を継続していくことが必要です。

ウ 読書活動に関する相談（資料 P52 参照）

読書活動に関する相談は知人にするという保護者の割合が最も多く、次いで幼稚園や学校が多くなっていますが、各学校段階とも、特に相談はしていないという保護者が過半数を占めています。そのうち約1割が相談の方法がわからないと回答しており、公立図書館や公民館図書室等が相談できる体制を整えることが必要です。

また、保護者が特に相談をしていない子どもは、何らかの相談をしている子どもと比較して、読書を全くしない割合が比較的高くなっています。保護者が子どもの読書活動に関心を持つことが大切です。

(3) 今後の方向**ア 家庭での子どもへの働きかけ**

乳幼児期は、読み聞かせで本のおもしろさを伝えます。読み聞かせを通じて、子どもは言葉を理解し、新しい知識を獲得し、絵本や物語の世界を楽しむようになります。また、家庭での読み聞かせは、子どもが保護者の近くで、保護者の声を聞きながら過ごす時間をもてることで、子どもの安定した情操を育む上でも大きな効果があります。

子どもが自分で本を読めるようになる小学生頃からは、子どもと同じ本を読んで感想を聞いてみる、おもしろい本を子どもに聞いて保護者も読んでみる、感想を言う「家読（うちどく）」の取組など、発達段階に応じた様々な方法で、子どもの読書意欲を高めることが必要です。ベストセラーや映画化などで話題になった本を切り口にして、子どもの興味を引くのも一案であり、また、物語やエッセイなどのほか、事典や写真集、絵画集、絵本、漫画なども対象にして、子どもの読書の世界を広げていくことも大切です。特に、中・高校生に対しても、話題になっている本で読み

やすそうな本や、進路選びに役立つ本等を紹介したり、買い与えたりするなどの取組が必要です。

様々な方法により家族で一緒に本を読んで感想を語り合うことは、家族間のコミュニケーションを図り、家族の絆を深めることにもつながります。

是非、家庭において、様々な工夫を凝らして、子どもの読書活動を推進していただきたいと考えます。

指標
①

家庭において子どもの読書を促す取組を行っている保護者の割合

小学生	令和5年度	79.8%	→	令和10年度	90%
中学生	令和5年度	67.2%	→	令和10年度	80%

イ 保護者自身の取組

子どもへの働きかけのほか、保護者自身が読書を楽しみ、その姿を子どもに見せたり、子どもと一緒に図書館に行き本に親しむ機会を設けたりすることによって、子どもが自然に本を手取るような環境を作り出すことも大切です。

また、父親も公立図書館で行われる読み聞かせ等のイベントに参加するなど、子どもの読書活動の推進に積極的に協力していただきたいと思えます。

ウ 家庭に対する働きかけ

(7) 学校からの働きかけ

家庭と連携して読書活動を推進するためには、学校が積極的に、保護者に対する読書機会の提供や家庭への啓発広報活動を行うことが大切です。親子貸出しの実施など、保護者等の学校図書館利用を可能とする取組や、学校図書館を地域住民全体の文化施設と位置付け、学校の実態に応じて地域の大人にも開放する取組などを通じ、学校図書館の施設等やその機能の活用を図ることも考えられます。

また、学校ホームページや図書館便りを活用し、保護者向けの推薦図書の紹介や読み聞かせ、ペア読書*⁸、「家読（うちどく）」の推奨等、読書意欲の喚起や読書習慣の定着につながる情報を提供することも大切です。

(4) 公立図書館からの働きかけ

多くの公立図書館では、お薦めの図書リスト等を作成し、読書活動の普及に努めていますが、子どもにどんな本をすすめたら良いかわからない保護者の手助けとなるよう、ホームページ等で定期的な情報発信に努めるほか、「子ども読書の日」を含めた「こどもの読書週間」の各図書館の取組を積極的に周知します。

(ウ) 県立図書館からの働きかけ **本県の特徴ある取組**

本県では、子どもの読書に家庭の雰囲気の影響していると感じている保護者が多いというアンケート結果を踏まえ、県立図書館においては、「家読（うちどく）」に関するパンフレットの作成やお薦めの図書の展示等、実践的な取組を開始し、各市町においても取組が推進されるよう周知するなど、家庭における読書活動の啓発に努めます。

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 地域の役割

ア 公立図書館

公立図書館は、地域の読書活動推進の中核施設であり、特に一生涯続く読書活動の出発点となる子どもの読書活動については、その推進に積極的に取り組んでいく

必要があります。

図書館は、様々な年齢の子どもが利用する施設であり、まず、子どもたちの自発的な利用が促進されるよう、蔵書や施設及び啓発活動に工夫を行う必要があります。

イ 公民館図書室

公立図書館が設置されていない地域では、公民館や文化会館などに併設された図書室が公立図書館の役割を担っています。公立図書館に比べ人材、蔵書、施設環境などで恵まれていないところも多くありますが、重点項目を設定するなど、必要に応じ工夫を重ね、公立図書館に準じ、子ども読書活動推進のための様々な活動に取り組む必要があります。

ウ NPO・ボランティア

地域で活動しているNPO法人やボランティアは、読み聞かせなどを通して、子どもの読書活動に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ機会を提供するなど子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与しています。

(2) 現状と課題

ア 公立図書館の主な取組

読み聞かせや紙芝居等の読書活動の支援及び児童書コーナーの設置は全ての図書館で取り組んでおり、幼児や小学生に対する取組は比較的好く行われています。一方、図書館を利用する機会が少ないYA（ヤングアダルト）世代の読書の推進のためにも、より一層積極的な取組が求められます。

また、ほとんどの図書館が子ども用図書の実質を図っていますが、子どもに読書のきっかけを与えるために今後も継続していくことが必要です。このほか全ての図書館でホームページを開設したり、保護者に対する情報提供を行ったりしていますが、さらに理解促進を図り、保護者自身の読書活動を推進するためにも、啓発活動を積極的に行うことが必要です。

イ 公民館図書室（資料 P68, 69 参照）

県内 15 市町に、図書室が併設された公民館があります。絵本・図書の展示は 66.7%、ボランティアなどによる読み聞かせや紙芝居等の読書活動の支援は 60.0%の市町の公民館図書室で実施しています。全般的に公立図書館より実施率が低く、特に公立図書館が設置されていない町については、より積極的な取組が必要です。

また、8割の公民館図書室で公立図書館との連携を図っており、学校との連携も6割を超えるなど、保護者や子どもにとって身近な機関である公民館が今後も啓発活動をしていくことが必要です。

ウ ブックスタートフォローアップ事業の実施状況（資料 P68 参照）

県内市町におけるブックスタート実施率は平成 30 年度に 100%となり、20 市町全てでの実施を達成しました（ブックスタートに準ずる活動を含む）。また、ブックスタートで配布した絵本をきっかけにさらに親子で絵本に親しんでもらうため、3歳児健診や就学前健診などの機会にも絵本を手渡したり、絵本リストを配布したりするなどのフォローアップ事業を実施している市町は7市町となっています。子どもが小さいうちに、保護者に対して早い段階で行う読み聞かせの大切さやノウハウを伝えることは重要であるため、今後も継続した実施が望まれます。

エ ボランティアの状況（資料 P63 参照）

県内の公立図書館でボランティアを導入している館の9割以上で、読み聞かせや紙芝居等の児童サービスにおいて、ボランティアに活動の場を提供しています。今後もさらに公立図書館とボランティア等の連携を図っていくことが必要です。

(3) 今後の方向

ア 公立図書館における子どもの読書活動の推進

(7) 乳幼児・小学生に向けた取組

乳幼児や小学生に対しては、読み聞かせや、おはなし会、紙芝居などを通じて、想像の世界、体験できない世界のおもしろさを伝え、読書活動につながる素地を養うよう努めます。

また、図書館に来館した子どもに対しては、調べものの支援や、個のニーズに応じた本の紹介など、図書の世界の広さや豊かさを楽しませることができるような取組を行うとともに、図書の展示の仕方や図書館便りを工夫するなど、子どもの関心を引き出すよう努めます。

図書館に来館しない子どもに対しても、図書館から学校などに出向いて、おもしろい本を紹介するブックトーク*⁹などを行い、本のおもしろさや、図書館の豊かさを伝え、読書のきっかけづくりを行うとともに、ホームページにおける新刊本、話題の本、興味を引く本の紹介を充実させるなど、図書館への関心を高めるよう努めます。

(4) 中・高校生に向けた取組

中・高校生になると、家庭や学校にとどまらず、テレビやインターネットなどのメディアの影響を受け、関心を持つ世界が広がってくることから、話題性のある本を取り上げて、読書へのきっかけを与えるなど、工夫のある対応を行います。また、SNSを活用した広報なども視野に入れ、一層の働きかけを図ります。

(5) 大人に向けた取組

さらに、子どもの読書活動推進に対する保護者の理解促進を図るため、ホームページやSNS等も利用して、家庭での読み聞かせや、子どもが読書をすることの重要性の理解を促したり、読み聞かせなどの取組の情報を広く周知・広報したりするなど、保護者を対象とした啓発活動を実施していきます。また、大人も共に子どもと読書活動に取り組むために、「大人の読書活動推進」についても、一層進めていきます。

イ 公民館図書室等における子どもの読書活動の推進

公民館や児童館など地域に身近な施設では、地元のボランティアなどを活用した朗読会や読み聞かせなどに活動の場を提供するとともに、保護者や子どもの出入りも多いことから、様々な機会を利用して、子どもが読書することの大切さについて啓発を進めていきます。

併せて、県立図書館や市町立図書館と連携して、本の紹介や展示など児童書コーナーの工夫をすることを通して、子どもが読書に親しめる環境づくりに努めます。

特に、公立図書館を設置していない地域では、公民館図書室等の充実を一層進めていきます。

ウ ブックスタートフォローアップ事業の実施

ブックスタートは、0歳児健診などの機会に、全ての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら、絵本を手渡す運動です。この運動で最も大切なことは、単に絵本を手渡すだけでなく、読み聞かせの大切さやそのノウハウを伝え、保護者が絵本を通じて積極的に子どもにかかわっていくことを促す点にあります。

読み聞かせを通じて、子どもは人生で初めて本と出会い、保護者は子どもと触れ合いの時間を持ち、また、良質な絵本との出会いを通じて、さらにより広い読書の世界を開くことができます。特に近年、家庭の教育力の充実が強く求められており、この点においても、ブックスタートは非常に効果的です。

平成30年に県内全市町での実施を確認しましたが、今後も全ての市町で、保健所や子育て支援センター等と連携し、継続してブックスタート事業に取り組むよう努めます。さらに、フォローアップ事業をする市町を増加させ、読書習慣の確立に結び付けるよう努めます。

指標
②

県内のブックスタートのフォローアップ事業実施市町数
令和5年度 7市町 → 令和10年度 10市町

エ NPO法人・ボランティアによる活動の推進

市町・図書館等が実施する取組のほか、近年NPO法人やボランティアによる子どもの読書活動推進のための取組が、積極的に実施されています。

また、市町や図書館が行う事業においては、このようなボランティアの協力が欠かせないものとなっています。子どもに対する働きかけを推進・強化する上で、自らの意志で子どもの読書活動推進に取り組んでいるNPO法人やボランティアの存在は非常に貴重なものであり、文部科学省が実施している「子どもゆめ基金」による助成の活用も含め、今後このような活動の輪が一層広がるよう努めます。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

重点事項②

(1) 学校の役割

ア 幼稚園、保育所、認定こども園等

乳幼児期の子どもは、読み聞かせを通じて絵本や物語に興味を示すようになり、様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成することにつながります。

このため、乳幼児が安心して絵本に触れることができる環境づくりをするとともに、読み聞かせを行うなど、乳幼児が日常的に絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫をすることが大切です。

イ 小学校、中学校、高等学校等

学校は、子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、かけがえのない大きな役割を担っています。家庭や図書館と違い、大勢の子どもたちに読書の意義や楽しさを伝えることのできる場であり、また、子ども同士が読書について話し合い、刺激し合うことのできる場でもあります。特に、ふだん読書の習慣がない子どもや近所に図書館がないなど、読書する環境に恵まれない子どもに対し、日常的に読書に親しむきっかけを与えるなど、学校は非常に大きな影響力を持っています。

さらに、平成29年3月に公示された、小学校及び中学校学習指導要領、また、平成30年3月に公示された、高等学校学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要として各教科等の特質に応じて言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の自主的・自発的な読書活動を推進することが示されています。子どもたちに必要とされる資質・能力を育成するためにも、学習指導要領等を踏まえた積極的な読書活動の推進に取り組むことが大切です。

(2) 現状と課題**ア 学校での取組状況**

多くの学校が、授業等で学校図書館を活用していますが、県全体としてはまだ十分とは言えません。今後も、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を有する学校図書館を、子どもの主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に効果的に生かすことが必要です。

また、中学生、高校生と学校段階が上がるにつれて読書習慣が失われていることを学校関係者が認識し、危機感を持って対応していくことが必要です。

例えば、学校段階に応じて、読み聞かせや読書会、ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）^{*10}、ペア読書、図書委員等の読書推進活動、学校から家庭への情報提供や家庭との連携呼びかけなど、子どもの読書習慣を形成できるような手立てを講じることが必要です。

さらに、今後、校内研修や先進地視察などを積極的に行い、教職員自身の読書に対する意識を高め、教職員が読んだ本を紹介する機会を設けるなど、学校全体で読書活動の推進を図っていくことが大切です。

イ 一斉読書の実施状況（資料 P71 参照）

県内の全校一斉読書を実施している学校の割合(令和5年度)は、小学校が94.4%、中学校が89.6%、高等学校が93.2%となっており、各学校段階において令和元年度の全国の実施率を上回っています。特に県内の高等学校での実施率は、全国の実施率の2倍を超えており、学校における一斉読書の時間は、多くの高校生にとって本に触れる貴重な時間となっています。また、一斉読書において、各自で選んだ本を読むだけでなく、ボランティアや保護者による読み聞かせ、小学校高学年の児童による低学年の児童への読み聞かせなどの工夫をしている学校もあります。今後も継続していくために、学級文庫の充実などを図っていくことが必要です。

ウ 学校図書館の開館時間（資料 P58 参照）

昼休みはほとんどの学校図書館が開館していますが、休み時間や放課後は開館していない学校も多く、全般的に中学校の開館時間が短くなっています。授業時間以外にできるだけ自由に図書館に出入りできるような環境を整えることが必要です。

(3) 今後の方向**ア 授業時間における読書活動の推進****(7) 学校図書館の活用等**

学校の授業は、教科書等を使用して行われるため、授業そのものが読書の間となる要素を持っています。また、授業時間等に学校図書館を計画的に活用することで、子どもと本の出会いの場をつくることができます。授業時間こそ、子どもの読書活動推進のための大切な機会であり、授業を通じて子どもに読書することの楽しさを知らせることができます。

例えば、国語の時間に、正岡子規の俳句、谷川俊太郎の詩、芥川龍之介の短編などを読んだときの感動が、一生続く読書のきっかけとなったと言われることがあります。また、国語の教科書にも、正岡子規や高浜虚子から、現在活躍中の神野紗希まで、多くの愛媛県出身の俳人が取り上げられ、同じく愛媛県出身の俳人夏井いつきの解説やコラム、ショートショート作家の田丸雅智の小説が掲載されています。こうした郷土の作家の作品等を通して、学習した内容と関連する本や文章に触れると読書の幅が広がります。さらに、文学的な文章だけでなく、説明的な文章などを通して読解力が養われるとともに、総合的な学習の時間を活用して社会科などで学んだことを基に調べ学習を行うことによって、児童・生徒の興味の幅を広げることができ、これが更に広い分野への読書につながっていきます。

このように、国語科を中心に、全ての教科等において本や文章を読んだり、資料を調べたりするなどの読書活動を推進するとともに、教師が授業に関する図書を紹介したり、子ども同士でおもしろい本を紹介し合ったりする機会を設けるなど、本に親しむ場の充実に努めます。

(イ) 電子版読書通帳^{*11}「みきゃん通帳」の活用 **本県の特徴ある取組**

令和5年度から県内の小中学生を対象に運用を開始した「電子版読書通帳『みきゃん通帳』」は、1人1台端末を利用して自分が読んだ本を記録できるほか、「読まれた数ランキング」や、県内児童生徒の感想・書評なども閲覧できる、全国的にも類を見ない多くの機能を搭載しています。子どもたちが自分の読書傾向を自覚し、幅広い分野への興味をもたせるよう、積極的な活用を促します。

(ウ) その他

異年齢交流において、小学生や中学生が、幼稚園等で乳幼児に読み聞かせを行う機会を設けるなど、多様な形で子どもが本に触れられるようにすることも考えられます。

このほか、学校では障がいのある子ども、日本語指導が必要な子ども等に配慮しながら、障がいの状態に応じた一斉読書や読み聞かせ、多言語翻訳アプリ等を活用した読書指導などにより、読書活動の推進に努めます。

イ 朝の読書等「一斉読書」の推進 **本県の特徴ある取組**

「朝の読書」は、授業開始前に10分から15分程度時間を取り、全ての子どもが一斉に読書に取り組むもので、本を読む習慣のない子どもたちが本を手取るきっかけとなり、不読率の改善につながる可能性があるなど、非常に大きな効果が期待できます。

読書は本来非常に楽しいものであり、きっかけを与えれば、子どもは様々な世界に触れ、新たな考え方に合うことができます。朝の読書に取り組んでいる学校では、子どもの集中力・継続力が増し、落ち着いて授業に入ることができるという効果も報告されています。

この朝の読書の時間には、教師も児童・生徒と一緒に読書することが大切であると言われています。授業開始前に読書の時間が取れないときは、別の時間に一斉読書の時間を設けるなどの工夫も有効で、各学校の状況に合わせて工夫し、一斉読書の実施を通して、不読率の改善や読書習慣の形成を支援することが大切です。また、マンネリ化を防ぐため、保護者やボランティアによる読み聞かせやブックトークなどを行ったり、図書委員の活動などを通じて学級文庫の充実を図ったりするなどの工夫も有効です。

全国平均以上の実施率という本県の優れた点を維持し、全県的な読書の習慣付けを図るため、今後もより多くの学校で、「朝の読書」など一斉読書活動が実施されるよう努めます。

ウ 休み時間・放課後における読書活動の推進

(7) 学校図書館の取組

休み時間や放課後における読書推進の主役は、学校図書館です。学校図書館を有効に機能させる上で最も大切なことは、子どもたちが図書館に集まってくることです。このため、図書館に子どもが立ち寄りやすい雰囲気づくりを推進します。

一旦図書館に来た子どもたちに、読書のおもしろさや楽しさを経験させるのは、司書教諭や学校司書、図書館ボランティアの腕の見せどころです。

学校図書館は、利用者のほとんどが子どもであるという、公立図書館とは異なる条件を生かして、できるだけ子どもとの個別のコミュニケーションを取り、それぞれの子どもに合った読書指導を行い、生涯にわたって行われる読書活動の基

礎を培うことを重視します。

また、学校図書館の行事として、読み聞かせやブックトークなどを行うことは、図書館に親しみを持たせ、子どもたちを読書へ導く上で非常に大きな効果があります。さらに、そのとき用いた本やブックトークのテーマに関連する本を紹介して読書への関心を高める工夫をしたり、推薦図書コーナーの設置や多読者の表彰などにより、継続して読書に親しむ子どもを育てたりすることにも取り組みます。その他、図書委員会の活動（読書会、広報など）が活性化するように、学校としてバックアップしていくことや、図書館便りを子どもを通じて保護者に配布することは、子どもの読書習慣の定着に役立ちます。

今後も、このような取組を通じて学校図書館活動の充実を図るよう、努めていきます。

(4) 学級文庫の充実

各学校では、学校図書館のほか、クラスごとに学級文庫を設置しています。この学級文庫は、休み時間などにすぐに利用でき、子どもが最も身近に親しむことのできるミニ図書館であることから、図書委員の活動等を通じて、ここに子どもたちの関心の高い、また、授業でも参考になるような図書を準備しておくことや、定期的に本の入れ替えを行うことが、読書活動を活性化する上で大変効果的です。

エ 学校関係者の意識の高揚

学校において子どもの読書活動を推進していくためには、まず、子どもが読書することの意義について、学校関係者が十分理解している必要があります。特に、中学生や高校生等は、自分の人生を選択し、本格的に社会に参画する時期を目前にしており、読書を通し、自ら学び自ら考え、異なる価値観を認め、共に生きる力を身に付けていくことの意義は計り知れません。

このため、適宜子どもの読書活動の意義や具体的な実践方法等について研修を行うとともに、管理職や司書教諭、主任クラスの中核となる教職員が先進地や専門的な研修の場に出向き、子どもの読書活動について、理解をより深めることが大切です。子ども読書の日、読書感想文コンクール、読書啓発講演会などを全校的な取組とすることで、学校関係者の意識の高揚を図ります。

また、「読書する教師が読書する子どもを育てる」という観点から、教師自身がより一層読書に取り組むよう勧奨していきます。

オ 幼稚園、保育所、認定こども園等における子どもの読書活動の推進

幼稚園、保育所、認定こども園等においては、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わうことができるよう工夫します。

また、未就園児を対象とした読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を啓発することに努めます。

新規

指標

③

県内学校図書館における子ども一人当たりの年間貸出冊数

小学校	令和元年度 46.5冊 (全国平均 49冊)	→	令和10年度 50.0冊
中学校	令和元年度 8.5冊 (全国平均 9冊)	→	令和10年度 10.0冊

※令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」

4 県立図書館における子どもの読書活動の推進

重点事項③

(1) 県立図書館の役割

県立図書館は、県内の子どもたちが読書習慣を培い、本を読む楽しさを知り、想像

力を高めることを目的に、児童サービスを提供しています。また、中核図書館として、公立図書館が設置されていない自治体を含む全県下に読書活動を普及させるため、館内に子ども読書支援センターを設置し、愛媛県子ども読書活動推進計画を積極的に実践するとともに、市町立図書館や関係機関と連携し、子どもの読書に関する情報を、適宜・効果的に収集・発信するほか、指導的人材の育成等を推進しています。特に、学校への支援については、ブックトーク事業の実践や学校図書館の整備支援、必要な図書の出し等、学校における児童・生徒の読書活動の活性化を支援しています。

(2) 現状と課題

県立図書館では、平成21年4月に開設した子どもの読書に関する総合窓口である「子ども読書支援センター」を拠点として、子ども対象のおはなし会や、ブックトーク等を県内各地で実施するほか、保護者、子どもの読書にかかわる指導者、ボランティアなどを対象におはなし会やブックトーク等のノウハウを伝える研修会の実施等を通して、子どもの読書活動の推進を図ってきました。また、県内の子ども読書活動関連の情報収集や情報提供、レファレンス（調査・相談）に取り組んでいます。職員が学校等で行うブックトークや、図書館のない町の学校で実施する出張貸出等、本に親しむ事業は、県内各地に広まっています。さらに、中・高校生向けの本を集めた「Y A（ヤングアダルト）コーナー」では、中高生の関心が高いテーマで展示をしたり、広報チラシ「Y Aつうしん」を配布したりするほか、県立学校等の学校図書館整備支援事業の一環として図書委員スキルアップ講座を開催するなど、読書活動を推進してきました。

県立図書館子ども読書室では、平成30年度から令和4年度までの5年間のうち、2年度と3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による臨時休館や利用制限等で入館者数が大きく減少していましたが、4年度は前年度の110%と回復傾向にあります。貸出冊数では73,302冊から75,808冊（103%増）と微増しており、県民0～19歳までの一人当たりの貸出冊数では、平成29年度と同程度の0.3冊で推移しています。

本とのよい出会いがその後の子どもの読書活動に大きく影響があることを考えると、更なる子どもへの働きかけが必要です。今後も子どもの読書活動を支える保護者、学校関係者、ボランティア及び市町立図書館からの県立図書館に対する期待に応え、県内における活動のモデルとなるよう、更なる事業の工夫をしていく必要があります。

(3) 今後の方向

ア 読書への関心を高める取組等

子どもが本に興味を持ち、読書への関心を高めるよう、おはなし会、ブックトーク等の実施やお薦めの本のリストの作成、Y Aコーナーや多様な子どもたちのためのアクセシブルな書籍^{*12}の更なる充実など、本と出会う機会の提供の一層の充実を図るとともに、子どもの読書に関わる人たちを対象に、おはなし会やブックトーク等の技術を高めるための研修会を引き続き実施することで、本と子どもをつなぐ人材の育成に努めます。

また、子ども読書支援センターの県内の子ども読書活動関連の情報収集や情報提供、レファレンス（調査・相談）機能の充実を図るとともに、市町立図書館や関係諸機関との連携を更に進めます。

公立図書館が設置されていない自治体や近くに公立図書館がない地域の子どもの対象に、出張貸出を行ったり、子どもの関心が高いテーマでブックトークを開催したりする活動を継続するとともに、電子書籍によるサービス等について検討を進め、読書活動の全県的な推進に努めます。

指標

④

県内公立図書館における子ども一人当たりの児童書の年間貸出冊数

令和4年度 9.9冊 → 令和10年度 12.0冊

イ 学校等に対する支援

(7) 学習支援用協力図書「まなぼん」の一括貸出 **本県の特徴ある取組**

学校に対しては、広く児童・生徒と本との出会いを推進させるため、学習支援用協力図書「まなぼん」として一括貸出も行っています。今後は、電子版読書通帳「みきゃん通帳」から県内児童生徒の読書傾向を分析した上で、ニーズに応じて「まなぼん」をより有効活用するなど、「みきゃん通帳」と連携した読書活動についても積極的に推進します。

(4) 学校図書館整備支援事業等

不読率の高い中・高校生の読書推進のため、生徒にとって最も身近な学校図書館の環境整備を進める学校の指導・助言や支援については、継続して取り組んでいきます。当館YAコーナーでテーマ展示に使用した図書やPOP、ポスター等を、学校図書館ですぐに活用できるようセットにして貸し出す等、学校側の負担を軽減し、利用促進に努めます。

また、県立の定時制高校や、事情により学校図書館に対する県立図書館のサービスを楽しむことが難しい子どものいる施設に対しても、図書館サービスが受けられる体制づくりの研究を進めます。

さらに、職場体験等を積極的に受け入れ、図書館の仕事に関心を持ってもらうほか、司書が学校へ出向き、図書委員会活動の活性化支援に努めます。

(ウ) 地域学習支援 **本県の特徴ある取組**

あるテーマについて調べものをする際には、参考となる資料や調べ方の手順をまとめた手引き（パスファインダー）が有効です。県立図書館では、愛媛県にゆかりの人物等のパスファインダーを作成することで、地域学習に役立てられるよう支援していきます。

5 多様な子どもたちに対する読書活動の推進

(1) 現状と課題

ア 特別支援学校での取組

県内の特別支援学校では、読み聞かせやブックトーク、お薦めの図書コーナーの設置、読書感想文コンクールなどの取組を行っています。また、保護者への図書貸出しや選書会など、家庭との連携による読書活動の推進に取り組んでいる学校もあります。

イ 一斉読書の実施状況

特別支援学校には、障がいの程度が重い、あるいは障がい重複している児童生徒も多く在籍していることから、障がいの状態に応じた読書活動が中心となっています。全ての特別支援学校が、一斉読書を実施しています。

(2) 今後の方向

特別支援学校では、一斉読書や読み聞かせなどを子どもの障がいの状態に応じて行っていますが、特別支援学校以外の学校にも障がいのある子どもや日本語指導を必要としている子どもなど、多様な子どもが在籍しています。県内の日本語指導を必要とする子どもたちも近年増加していることから、学校における支援体制を構築し、教師や日本語支援員が多言語翻訳アプリ等を活用しながら、読書の指導・支援を行うようにします。

今後一層、それぞれの子どもの状態に合わせて、子どもと本の出会いの場や継続的に関わるができる環境づくりに努め、読書の楽しさを体験させながら、子どもが

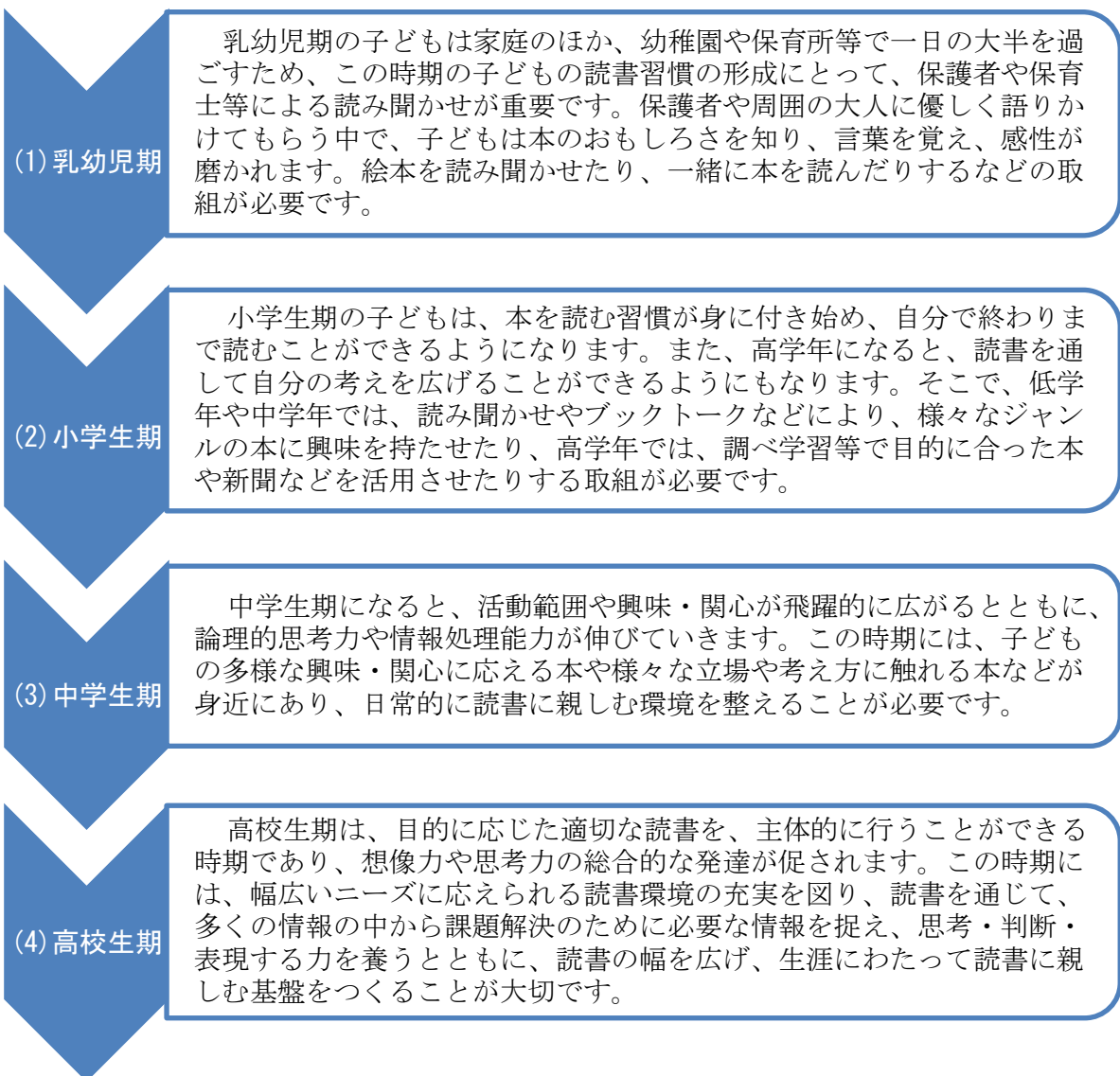
自ら積極的に読書に取り組むよう働きかけます。

また、子どもや保護者に、障がいの状態に応じた読書の方法や、必要な図書の利用方法等について情報を提供し、支援に努めます。

6 発達段階に応じた子どもの読書活動の推進

子どもが本に魅力を感じながら自主的に読書活動に取り組み、読書習慣を形成するためには、子どもが読書の楽しさに出会うためのきっかけを与え、読書活動を広げたり、深めたりすることができるように、子どもの読書活動の現状や発達段階に応じた取組を行っていくことが重要です。

このため、子どもの発達段階を4つの期間（乳幼児期・小学生期・中学生期・高校生期）に分けて、家庭・地域・学校等が連携・協力し、それぞれの期間の特徴に応じた読書活動を推進していきます。また、多様な子どもたちの発達段階や状況にも配慮しながら、子ども一人一人に合った読書活動が推進されるよう、必要な支援を行うことも大切です。



Ⅱ 環境整備

子どもの読書活動を推進するための環境整備については、どのような人材を配置し、どのような本を備え、どのような場所に設置するかが主なポイントとなります。以下、この項目では、これらについて、公立図書館、公民館図書室、学校図書館等で、どのように取り組めばよいのか示しています。

1 公立図書館等の充実

(1) 現状と課題

ア 職員の状況（「日本の図書館 統計と名簿 2022」/（公社）日本図書館協会）

県内公立図書館の専任職員は、令和4年4月1日現在56人で、有資格率は58.9%と全国平均の53.0%より高くなっていますが、職員1人当たりの人口が24.2千人と全国平均の13.6千人より10.6千人程度多く、少ない職員数で対応している状況です。

イ ボランティアの状況（資料 P63, 64 参照）

県内ほとんどの公立図書館でボランティアを導入しており、活動の場の提供はある程度図られています。研修を定期的に行っているのは41.4%に向上しましたが、まだ継続的な支援は十分とはいえない状況です。

ウ 児童書コーナー

県内全ての公立図書館で児童書コーナーを設置しています。今後は、親子で声を出して本を読むことができる部屋を設置したり、内装を工夫したりするなど、子どもが図書館に来やすい雰囲気づくりをすることが必要です。

(2) 今後の方向

公立図書館は、読書活動を推進するための地域の拠点であり、現在本県では、16市町に公立図書館が設置されています。将来、全ての市町に公立図書館が設置されることが望まれますが、当面は県立図書館等が連携して、公立図書館未設置地域においても図書館のサービスが受けられるように努めます。

ア 人的充実

子どもの読書活動を推進するために、児童書に関する知識が豊富で、子どもの読書活動推進のノウハウに詳しく、かつ熱意のある図書館司書や専任職員の配置に努めます。

このように、子どもや保護者が安心して相談でき、ボランティアからの信頼の厚い専門職員の存在こそが、地域での子どもの読書活動を支え、推進することにつながります。

また、地域や図書館、学校などで、紙芝居や読み聞かせなどの活動を行っているボランティアは、子どもの読書活動を推進するための非常に大切な存在です。このようなボランティアに対し、活動の場を提供するとともに、研修やボランティア同士の交流の機会を設けるなど、積極的な支援を行います。ボランティアを希望する人に対して、ホームページ、広報誌、チラシ等で広く活動の場に関する情報等の提供を行い、ボランティア活動への参加促進にも努めます。

イ 児童書の充実

蔵書でまず大切なのは、その数と質、さらにその収集方針に子どもの関心を引くような工夫がされているかということです。子どもが読みたくなるような、図書館に来たくなるような配慮が大切です。

このため、子どもの広範な読書ニーズに対応し、日本の古典から、世界的に話題を集めた最新のファンタジーシリーズなどの文学作品だけでなく、調べ学習にも対応できるように、歴史、社会から科学に関するものまで、また、年齢に応じ、絵本からYA（ヤングアダルト）を対象にした図書まで、幅広い蔵書の充実に努めます。

また、表現の形態が多様化し、文字だけによるものから、絵や写真などを多用した文化の創造が定着しています。子どもたちも、これらの表現手段に慣れ親しんでいることから、蔵書の中には、古今東西の文化や自然を紹介する写真集や絵画集など、また、古典として定評のある漫画などの整備に努めます。特に、学校段階が上がっても継続して読書に親しむことができるよう、中・高校生を対象としたYA向けの図書の整備を進めます。

指標

⑤

県内公立図書館の子ども一人当たりの児童書数

令和4年度 6.6冊 → 令和10年度 8.3冊

ウ 児童書コーナーの設置と工夫

図書館の児童書コーナーは、一般書のコーナーと区別し、子どもが伸び伸びとした雰囲気の中で、読書に親しめるものとする必要があります。このため、児童書コーナーの配置及び設営に当たっては、場所及び内装などに、一般書のコーナーと異なった工夫を行います。

また、子どもたちを対象として紙芝居や読み聞かせを行うための部屋や、親子で読書を行うための部屋など、声を出すことができる部屋を併せて設置するよう努めます。

2 学校図書館等の充実

(1) 現状と課題

ア 司書教諭の配置状況（資料 P71 参照）

県内の12学級以上の学校では、法に基づいて確実に司書教諭が配置されており、さらに7学級以上の学校まで拡充されていますが、今後は、司書教諭としての活動時間確保のため、司書教諭の授業時数軽減の措置をとるなど、司書教諭の力を十分に発揮できるような体制を整えていくことが望まれます。

イ ボランティアの導入状況（資料 P71 参照）

県内の読み聞かせ等のボランティアを導入している学校の割合（令和元年度末現在）は、小学校が87.8%（R元全国平均78.7%）、中学校が13.5%（同27.9%）、高等学校が2.2%（同2.5%）となっており、小学校は全国平均を上回っているものの、中学校、高等学校は全国平均を下回っています。導入していない理由は、教職員や図書委員で対応可能、人材が少ない、ノウハウがない、といったものが多く、公立図書館や他校との連携を図ることにより実施できる可能性があります。

ウ 図書資料の整備状況（資料 P71 参照）

県内の学校図書館図書標準を達成している学校の割合（令和元年度末現在）は、小学校が79.6%（R元全国平均71.2%）、中学校が73.8%（同61.1%）と全国平均を上回っているものの、前計画の令和5年度の目標値（小80%、中80%）は達成することができていません。

一方で、文部科学省の調査によると、1校当たりの蔵書冊数は、中学校で11,395冊と全国平均11,071冊を上回っていますが、小学校で8,821冊（全国平均9,379冊）、

高等学校で20,864冊(同24,205冊)と、全国平均を下回っています(令和2年度 学校図書館の現状に関する調査)。小学校における図書標準達成校の割合は79.6%と、全国平均71.2%を上回っていることから、整備状況の二極化が進んでいることも予想され、引き続き図書の整備・充実を図るとともに、学校図書館間、学校図書館と公立図書館間で相互貸借を行うなど、連携・協力体制を強化することが必要です。

エ 学校図書館の開放状況

県内で、学校図書館を地域に開放している学校はまだ非常に少ない状況です。学校図書館を休みの日や放課後等に開放することで、地域の読書活動を盛んにしたり、子どもと大人の交流が広がったりすることが期待できますが、実施に当たっては、休日に図書館で担当者を勤務させることに伴う諸問題や、安全面への配慮が必要です。

(2) 今後の方向

ア 人的充実

司書教諭は、学校図書館資料の収集・提供や児童・生徒の読書活動に対する指導を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担っています。学校図書館法では、平成15年度以降は、12学級以上の学校には必ず司書教諭を配置することとされており、本県においては、7学級以上の学校全てに司書教諭が配置されています。

また、学校図書館は、子どもを対象とすることから、図書や資料を揃えるだけでなく、教職員の学校図書館に対する理解を深めることが大切であり、司書教諭等を中心に、教職員全員で運営に協力し、子どもの読書活動を盛んにしていく体制を構築していきます。

さらに、子どもの読書活動を支援する学校図書館ボランティアを積極的に募集、活用し、子どもの読書活動を支援していくことも大切です。子どもの読書活動とかわかっているという志を持ったボランティアと連携することで、学校図書館の活動が活性化し、子どもたちの図書や図書館への関心を一層高めることができます。ボランティアの活動内容は、例えば、小学校では読み聞かせ、中学校・高等学校では本の登録や修理、貸出・返却など多岐にわたります。各学校の実情に応じてボランティアを活用することで、学校関係者だけで学校図書館を運営するよりも充実した活動を行えるようになります。

イ 児童書の充実

学校図書館を魅力あるものとするためには、図書の充実が欠かせません。各市町は、文部科学省の「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づく計画的な図書資料の整備を進め、域内の全小中学校で「学校図書館図書標準」(平成5年文部省(当時)作成)が達成されることを目標に、図書資料の整備充実を図る必要があります。高等学校においても、各校の実態に応じて必要な図書の充実に努めます。図書の充実を図るために、保護者や地域住民から不要になった児童書の寄贈を受け入れるなど、予算の制約によらない方法を取ることも一案です。

蔵書の選択に当たっては、一般図書館と同様に、古典から新刊書まで、文学から歴史・社会等の参考図書、絵画集、写真集、学習漫画まで、幅広い分野から選択するよう配慮します。また、学校図書館に新聞を置くことにより、発達段階に応じて、現実社会の諸問題に関する視野を広げられるようにします。

学校図書館の充実だけでなく、より身近に本がある環境をつくるため、学級図書委員の活動などを通じて学級文庫の充実を図ったり、子どもの関心の広がりに対応できるよう、学校図書館にない図書については、地域の図書館や県立図書館と連携し、必要な図書を取り寄せたりすることにも努めます。

指標
⑥

県内の学校図書館図書標準達成校の割合

小学校	令和元年度末 79.6% (全国平均71.2%)	→	令和10年度 90%
中学校	令和元年度末 73.8% (全国平均61.1%)	→	令和10年度 90%

ウ 設備面での充実

学校図書館で大切なことは、子どもが図書館に来ることです。

このため、設置に当たっては、できるだけ子どもの立ち寄りやすい場所に学校図書館を設置するよう努めます。

また、照明や内装、室内装飾、書架や机、椅子などの備品、図書の配置などの工夫や、新刊書コーナーの設置など、子どもにとって読書や調べものにふさわしい、親しみもてる空間とすることも大切です。図書館の移設は難しいという場合であっても、使う人の立場に立って工夫を重ねていきます。

子どもが長く図書館にいたいと思うようになることが、読書好きになる第一歩です。

エ 学校図書館の開放

学校図書館は、これまで主として子どもと教職員のための専用の施設でした。この学校図書館を地域に開放し、親子読書や、PTAの保護者等の利用に供することは、地域での読書を振興するとともに、大人が学校図書館に関心を持ち、学校図書館の実情を知ることにつながり、ひいては、学校図書館への積極的な支援や、子どもの読書活動の活性化をもたらします。

今後、学校図書館の開放について、安全面やプライバシーの保護などに配慮しながら、各学校や地域の実情に応じて検討を進めていくことが望まれます。実施に当たっては、地域住民の参画を得て放課後等に学習や体験、交流活動を行う「放課後子供教室」やボランティアを活用することも考えられます。

3 県立図書館の充実

(1) 現状と課題

ア 児童書の状況

子ども読書室における蔵書は、平成29年度末78,859冊から、年々購入冊数を増加し、令和4年度末89,582冊となっています。県内の読書活動の中核となる施設として、市町立図書館や公民館図書室、学校図書館などの活動を支援するためには、県立図書館においても選書、配架、子どもや保護者へのサービスを直接行うことが必要であり、そのためにも引き続き多くの児童書を収集する必要があります。

イ 協力図書の状況

令和3年度に整備した学習支援用協力図書「まなぼん」は、県内すべての学校種を対象に運用しています。これまでの市町立図書館や学校、団体等に対する一括貸出用の「協力図書」に代わり、学習内容等に応じたテーマ別及び対象別のコンテナ貸出方法で、蔵書の少ない学校等の支援を行っており、今後も周知を図り、更なる活用につなげることが必要です。

(2) 今後の方向

ア 人的充実

児童・青少年用図書や児童文学に関する広範な知識、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識及び子どもの読書指導に関する知識と技能を有する司書を養成し、子どもの読書活動の推進に努めます。

また、市町立図書館、公民館図書室、学校図書館等と更に連携し、県内の子どもの読書活動を推進するとともに、市町立図書館と学校図書館等との人的ネットワークの構築を支援します。子どもの読書に関する総合的な案内窓口としての子ども読書支援業務に担当職員が当たり、利用者や相談者の要望に応えられるよう努めます。

イ 児童書等の充実

子どもや子どもの読書活動推進にかかわる人たちが身近に本に触れられるよう、子ども向け図書のほか、子ども読書活動に関する専門的な図書の計画的な整備を図る必要があります。

そのため、幅広い分野の児童書や学校等で必要な本の情報を収集して十分な図書を整備するとともに、市町立図書館や学校図書館などに対し、図書の一括貸出や情報提供など必要な支援を更に進めます。併せて、学習支援用協力図書「まなぼん」等を活用し、学校等へ学習テーマに応じた資料を貸し出し、調べ学習の支援を実施します。

また、児童書や子どもの読書活動に関する専門的な図書を収集し、県内の研究者や教育関係者、子ども読書の実践に当たっている人たちに提供します。県立図書館に所蔵していない資料は、県内外の図書館からの相互貸借等により、速やかに提供できるよう連携を密にします。

ウ 児童書コーナーの設置と工夫

1階「子ども読書室」では、概ね15歳以下の子どもを対象に多様な読書の機会を提供したり、担当司書が直接子どもに本を紹介したり、調べものの援助をしたりして、本との出会いを応援します。

また、県美術館や県歴史文化博物館、県総合科学博物館の企画展等に関連したテーマ展示を行い、相乗効果を高めます。

大人の入り口に差し掛かる中・高校生に対しては、3階一般図書室に設置している「YA（ヤングアダルト）コーナー」において、中・高校生向けの各種資料を整備するとともに、読書活動の推進にかかわる情報提供を進めます。

さらに、教育関係者等がブックトークキットや学校支援用図書を直接見て活用できるように、書庫の一部を公開し、利用者の利便を図ります。

県内の研究者や教育関係者、子ども読書の実践に当たっている人たちのために設置している、子どもの読書活動に関する専門的な図書コーナーの充実に努め、各種お薦めの本のリスト等も提供します。

子どもや大人が本を手取るきっかけや本を選ぶ際の援助となるよう、季節、作家、各種テーマに沿った本の特別展示、掲示の工夫をします。特に、愛媛県にゆかりのある人物等のパスファインダーを作成し、ホームページに掲載する等、地域学習をするうえで活用できるよう環境整備に重点的に取り組みます。

エ 研修等

県立図書館には、県内の図書館のまとめ役として、図書館関係者をはじめ、教育関係者、読書グループ、ボランティア等に研修の場を提供する機能があります。

そこで、公立図書館や司書教諭等の学校図書館関係者の能力向上を図るための専門的な研修の充実を図るとともに、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を持つ教職員やPTA関係者等に対しても研修会を実施することで、子どもに関わる大人たちへのスキルアップを図ります。

また、ボランティア等を対象に、読み聞かせや選書の技術向上を目指す研修を実施するなど、資質の向上や、読書推進のリーダー的人材の育成に努めます。

さらに、県内の公立図書館や学校等でボランティアを希望する県民を対象に、ビギナーズ講座を実施することで、新たな人材を育成し、読書振興の担い手を増やします。

オ その他

病院等と連携して、長期入院中の子どもに対する資料提供や、入院児童・生徒を対象とした読み聞かせボランティア等への支援、特別支援学校等と連携して行うブックトーク等により、障がいのある子どもに対するサービスを充実します。

4 ボランティアの育成と活用

(1) 現状と課題（資料 P63, 69, 71 参照）

図書館におけるボランティア活動は、子どもの読書活動の推進に大きな役割を果たしており、県内の公立図書館でも、ほとんどの図書館でボランティアを導入しています。その活動内容としては、導入している全ての図書館で読み聞かせや紙芝居の実演等、直接子どもたちと関わる活動に従事しています。ボランティアは、これまで読み聞かせ等を長年にわたり実践してきた方が多く、豊かな経験を生かして活動していますが、高齢化等の事情により年々減少し、実践力のある後継者の確保が課題となっています。そこで、新たなボランティアの育成を図るために、養成講座を実施している図書館もありますが、定期的で開催しているのは令和5年7月現在全体の41.4%にとどまっています。

また、学校でもボランティアを導入して読み聞かせ等の活動に力を入れています。令和元年度末時点で、小学校では87.8%の学校がボランティアを導入しているのに対して、中学校で13.5%、高等学校では2.2%しか実施できていません。

地域では、公民館図書室でボランティアが読書活動の支援を行っているところは60.0%と増加しており、図書館、学校、地域が連携してボランティアを確保し、さらに充実した取組を推進することが期待されています。

(2) 今後の方向

ボランティアを育成し、その活動を継続的に支援するために、各図書館の実態に合わせてボランティア養成講座の実施に努めます。

県立図書館では、定期的にはボランティア養成講座を実施し、ボランティアの新たな人材の育成を図るとともに、併せてリーダー養成講座も実施し、指導的人材の育成も図ります。また、各図書館と情報交換を行い、指導者の派遣や講座開催の支援など、全県下を対象にボランティアの育成を図ります。さらに、学校では、ボランティア活用のノウハウが不足しているため、図書館や地域が協力して円滑なボランティア活動が展開されるよう、人材確保・技術向上に努めます。

指標
⑦

ボランティア養成講座を定期的実施している公立図書館の割合
令和5年度 41.4% → 令和10年度 60%

5 多様な子どもたちのための環境整備

(1) 現状と課題

ア ボランティアの導入状況

県内の特別支援学校のうち、4校でボランティアを活用して、読み聞かせやブックトークなどの読書活動の支援を行っています。

また、県内の小・中学校では、令和5年5月現在、39人の日本語支援員が、日本語指導を必要としている子どもたちに、個別の指導・支援を行っています。

イ 図書資料の整備状況

県内の特別支援学校のうち、学校図書館図書標準を達成している学校は4校です。

ウ 公立図書館との連携状況

県内の全ての特別支援学校で、公立図書館との連携により図書の学校への貸出や情報提供を行っています。特別支援学校への公立図書館司書の派遣等人的な連携をしている学校は3校です。

(2) 今後の方向

障がい等で、読書することが困難な子どもに対しては、選書や施設整備等において一人一人の状態に合わせた配慮をし、適切な方法で読書の機会の確保に努めます。また、読書バリアフリー法及び読書バリアフリー基本計画などを踏まえ、多様な子どもたちが利用しやすい書籍の整備・提供や読書環境の充実を図ります。

ア 学校における取組

特別支援学校の学校図書館では、子どもたちが目的をもって、計画的に学校図書館の利用・活用ができるよう、必要な図書等の整備に努めるとともに、子どもに適した机、椅子の整備や書架の配置を行うほか、ボランティアや公立図書館との連携により読み聞かせ等を行います。特別支援学校以外の学校においても、障がいの状態や特性に応じて適切な図書を選定するほか、日本語指導を必要とする子どもたちのためには、やさしい日本語で書かれた絵本や日本語を学習できる図書、外国語の図書、映像資料を整備するなど、読書環境の整備に努めます。

イ 公立図書館等における取組

視覚障がいのある子どものためには、大活字本、CD・電子データなどの録音図書、点字図書を整備する必要があります。本県では、松山市本町の県視聴覚福祉センターに、県内唯一の録音図書・点字図書の専門施設として、点字図書館が設置されています。公立図書館等では、身近に点字図書や大活字本、録音図書等を整備するとともに、点字図書館の存在や利用方法を周知し、点字図書館と連携して、視覚障がいのある子どもの読書活動の推進に取り組みます。また、子どもたちの障がいの特性やニーズに応じて、LLブック^{*13}、さわる絵本^{*14}、布絵本^{*15}等、アクセシブルな書籍のほか、日本語以外の図書等の更なる充実を図ります。

ウ その他

入院や障がいのため図書館に来ることのできない子どもに対しては、病院や施設など子どもがいる場所の近くに、子どもが利用しやすいように、図書室等の子どものための読書スペースを設けることが大切です。また、子どもが家庭にいる場合には、学校から自宅に本を届けて教師や保護者が読み聞かせをするなど、公立図書館や学校図書館等が、子どもに図書や図書に関する情報を届けられるよう努めます。

6 公立図書館と学校等との連携 重点事項④

(1) 現状と課題（資料 P71 参照）

県内で公立図書館との連携を実施している学校の割合（令和5年度）は、小学校が82.5%（R元全国平均86.0%）、中学校が48.0%（同65.4%）、高等学校が50.0%（同54.5%）で、全ての学校種において全国平均を下回っており、取組が十分とは言えません。

県内の多くの公立図書館及び学校が、お互いに連携を図りたいと考えており、そのきっかけづくりが必要です。

(2) 今後の方向

子どもの読書活動を推進するに当たっては、公立図書館が中心となって、幼稚園、

保育所、小学校、中学校、高等学校、公民館等、地域にある関係の諸機関が連携した取組を進めていきます。

例えば、次のような連携・支援に努めます。

- ・ 小学校・中学校・高等学校で一貫した読書振興活動を行う。
- ・ 図書館では、学校等に対して図書やボランティアなど人材に関する必要な情報を提供する、司書を派遣する、研修の場を設ける、学校等の要望を受けて図書整備を行う、図書の少ない学校へは図書館が一括貸出を行う、保健所や子育て支援センターと連携し、各種健診時に家庭での子どもの読書活動についての普及啓発を図る。
- ・ 公民館、児童館及び放課後子ども教室等では、読み聞かせなどを主催事業として取り組むとともに、ボランティア等に活動の場を提供する。
- ・ 学校同士で図書資料の相互貸借などを行う。
- ・ 児童生徒に図書館の電子書籍貸出サービスのIDを発行し、1人1台端末を使用して朝読書や授業時間に活用する。

このような連携を進めることで、一層効果的に子どもの読書活動を推進していきます。

指標
⑧

公立図書館と連携している公立学校の割合

小学校	令和5年度 82.5% (R元全国平均86.0%)	→	令和10年度 85%
中学校	令和5年度 48.0% (R元全国平均65.4%)	→	令和10年度 55%

7 デジタル社会に対応した環境整備

(1) 現状と課題

ア 公立図書館におけるデジタル化（資料 P62 参照）

平成30年度には、県内全ての公立図書館の自館ホームページ上で、オンライン閲覧目録（OPAC）を公開しています。また、来館者用のインターネット端末を設置している図書館は令和5年7月現在、79.3%となっています。

また、県立図書館においては、利用者登録の電子申請や借出カードのスマートフォン表示が可能となっているほか、貴重な郷土資料等の電子化に取り組み、デジタルアーカイブシステムを導入して資料の一部をWeb公開しています。

さらに、近年、電子書籍が次々に出版され、県内でも7市町が電子書籍の導入や電子図書館事業を実施しており、どこにいても読書ができる環境は読書機会の格差解消につながります。しかし、公益社団法人全国出版協会出版科学研究所の調査によると、出版物全体に占める電子書籍の割合は年々増加していますが、児童書の出版点数はまだまだ少ないのが現状です。（「出版指標年報 2023 年版」、公益社団法人全国出版協会出版科学研究所、2023年、p.288）

イ 学校図書館におけるデジタル化

学校図書館の蔵書のデータベース化をしている学校の割合（令和2年5月1日現在）は、小学校が72.3%（R2全国平均80.5%）、中学校が64.3%（同79.3%）、高等学校が78.3%（同92.2%）と、全国平均を下回っています。また、令和元年度末に電子書籍を所蔵している学校は、ありませんでした。

令和5年度、県内の特別支援学校のうち蔵書をデータベース化している学校は6校あり、うち4校は95%以上達成しています。また、これらの電子管理を活用した図書貸出・返却を実施している学校は2校です。

(2) 今後の方向

ア 学校図書館・公立図書館等のデジタル化の推進

学校図書館において、子どもの情報の収集・選択・活用を円滑化するために、蔵書のデータベース化を図ったり、電子書籍を導入したりすることは大切です。子どもたちの健康等に配慮しつつ、教師、ICT支援員等の専門家を含む様々な人材等と連携し、計画的に促進していきます。

公立図書館においては、電子書籍の導入状況や、学校においても1人1台端末がすべての子どもに行きわたっていることを踏まえ、今後の推移について十分留意し、新しい情報通信技術を活用した読書環境について研究を進めます。

県内の地理的要因から公立図書館等の利用が困難な子どもにとって電子書籍は利便性の高いものではありませんが、子どもに読んでほしい本や知識を習得する本はまだまだ電子化されていない紙書籍が多くを占めることを認識して、デジタル化を推進する必要があります。

イ 1人1台端末の活用

県内一部の市町では、児童生徒に公立図書館の電子書籍貸出サービスのIDを付与し、朝読書等に活用してもらう取組を行っています。このような取組は、学校における学習活動だけでなく、長期休業期間中や災害時などに自宅においても活用することができるため、今後も取組が広まっていくことが望まれます。

また、令和5年度より、小学生と中学生を対象とした、本県独自のCBTシステムである「えひめICT学習支援システム（通称EILS）」と連動した「電子版読書通帳『みきゃん通帳』」の運用を開始しています。本のバーコード（ISBN）をスキャンで読み込むことにより、書名・著者・ページ数が自動入力できるほか、「おすすめ度」「読まれた数」等、各種ランキングを見ることもできます。全国でも類を見ない、多くの機能を搭載した読書通帳を積極的に活用し、本県の課題である読書活動を推進し、知的好奇心を高めていきます。

Ⅲ 普及啓発

1 普及啓発

子どもの読書活動の推進に当たっては、広く県民全体に理解を求め、家庭から学校、図書館まで様々な場所で取組が進むよう、気運の醸成を図っていくことが大切です。

そのため、講演会やシンポジウムの開催、ポスター、リーフレットの作成・配布、県や市町の広報への掲載など、様々な方法を通じて、子どもが読書することの大切さ、楽しさの、周知・啓発に取り組みます。

また、読み聞かせやおはなし会、ブックトークなど、子どもの読書推進事業そのものも的確に報道されることで、非常に効果的な普及啓発の手段となります。

保護者へのアンケートで、情報収集の方法がわからないと回答した保護者が、子どもが小・中学生の場合で約25～40%いるため、ホームページやSNSなど多様な方法により、公立図書館や公民館図書室、学校から積極的な情報提供に努め、広く一般に、子どもが読書することの必要性、大切さについて理解を求めます。

2 「子ども読書の日」「文字・活字文化の日」など

「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、4月23日を「子ども読書の日」、
「文字・活字文化振興法」において、10月27日を「文字・活字文化の日」と定め、また、公益社団法人読書推進運動協議会では、4月23日から5月12日までを「こどもの読書週間」、10月27日から11月9日までを「読書週間」と定めています。これらの期間中に、関係機関が一斉に事業に取り組むことで、この「日」や「週間」の存在を広く周知し、子どもが読書することの大切さを効果的にアピールします。

読書に関する楽しいイベントは子どもたちが読書に関心を持つきっかけにもつながるため、引き続き、県内全ての公立図書館において「子ども読書の日」に関する啓発事業等が実施されるよう努めるとともに、県内の公立図書館等の取組事例について情報収集し提供するほか、機会を捉えて読書活動の意義や重要性の普及啓発に努めていきます。

3 優良図書・優良事例の紹介

読書活動の指針となるよう、チラシや小冊子などを作成し、子どもの年齢に応じた優良図書を紹介します。また、資料の作成に当たっては、読書への関心を高めるよう工夫を凝らします。

子どもへの働きかけを行うに当たり、保護者、ボランティア、学校、図書館等の関係者の参考となるよう、優良な活動事例を紹介します。

4 市町における読書活動推進計画の策定及び実践 重点事項⑤

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項では、市町は、国の基本計画及び県の計画を踏まえ、市町の子ども読書活動推進計画を策定するよう努めなければならないと定められています。市町において子ども読書活動推進計画の策定に向けて具体的に検討していくことは、地域全体で子どもの読書環境や推進方策を考えたり、保護者や図書館、学校、ボランティアなど関係者の連携・協力による取組を進めたりすることにもつながります。家庭・地域・学校等が連携しながら、読書活動の取組を推進するためには、県だけでなく市町においても計画を策定し、地域の現状や課題を踏まえて、地域の資源や人材を活用した取組を計画的かつ継続的に推進していくことが重要です。

そうした中、現在、県内19市町で計画が策定されていますが、人員不足等の理由により、計画策定や新たな事業展開が困難な市町もあります。既に策定している市町においても、子どもの読書環境の変化や地域の実情に合わせて、適切に見直しを行っていく必要があり、県では定期的な現状把握に努め、市町の計画策定を支援するとともに、計画が実践に移されるよう、市町との連携を強化しながら助言や情報提供等の支援を行っていきます。

指標

⑨

県内の市町推進計画の策定数

令和4年度 19市町（全国平均87.0%） → 令和10年度 全20市町

【資料】

用語解説

	用語	意味
1	G I G Aスクール構想	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現することを旨とした文部科学省の施策。
2	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)	障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指して、令和元年6月に制定された。
3	視覚障害者の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(読書バリアフリー基本計画)	読書バリアフリー法に基づき、アクセシブルな電子書籍の充実等、視覚障がい者等の読書環境整備の推進を図るため、令和2年7月に策定された。
4	学校図書館図書整備等5か年計画	公立小中学校等における学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充を図ることを目的とした文部科学省の計画。
5	学校図書館図書標準	公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部科学省が定めているもの。児童生徒数ではなく、学級数に応じて冊数は算定される。
6	ブックスタート	0歳児健診などの機会に、赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら、絵本を手渡す運動。
7	ブックスタートのフォローアップ事業	ブックスタートで配布した絵本をきっかけに、さらに親子で絵本に親しんでもらうために、そのフォローアップとして家庭での絵本の楽しみ方や絵本の紹介などを行う活動。
8	ペア読書	家族や他の学年、クラス等様々な単位で、二人で一冊の本を読み、感想や意見を交わす取組。
9	ブックトーク	子どもの読書への動機付けのために、テーマに沿った本を数冊順序立てて紹介する活動。
10	書評合戦(ビブリオバトル)	読んで面白いと思った本について、1人5分程度でその本の概要や魅力を紹介した後、どの本を一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動。
11	読書通帳	図書の書名等を記録するもので、自分の読書傾向を把握したり、読んだ内容を改めて思い出したりすることができる。
12	アクセシブルな書籍	録音図書、点字図書、拡大図書、LLブック、さわる絵本、布絵本など、視覚障害者等が利用しやすい書籍。
13	LLブック	「LL」はスウェーデン語の「LättLäst」(やさしく読みやすい)の頭文字で、誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた本のこと。
14	さわる絵本	本の挿し絵は様々な材料で作られ、盛り上がった形をしており、指で触ることによって絵本を楽しむ。
15	布絵本	フェルトや紐、ボタンなど様々な材料が使われており、引っ張る、結ぶ、はずすなどの日常の動きと結びつけて学べる絵本。

子ども読書活動推進のための取組事例

1 特色ある取組事例

読書意欲を高める工夫	四国中央市立寒川小学校
<p>【取組内容】</p> <p>子どもたちの読書意欲を高めるため、以下のような取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝の時間に地域ボランティア9名が、年間40回以上読み聞かせを実施。 ・学校図書館の入り口とカウンターに、新着本や図書委員おすすめの本をディスプレイし、ポップを付けて紹介。 ・1人1台端末を活用して、図書委員がおすすめの本を紹介する「図書館だより」を作成し各教室に掲示。 ・校長室前の廊下に「校長先生おすすめの本コーナー」を作り、毎月一冊紹介するとともに、昼休みに校長による読み聞かせを実施。 	
<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本を手に取りたくなる図書室や校長室前等の環境づくりと、地域ボランティアによる継続した読み聞かせにより、児童の読書意欲が向上している。 	
地域・保護者ボランティアとの連携	松山市立味生小学校
<p>【取組内容】</p> <p>地域・保護者ボランティア「ブックママ」と連携して、読み聞かせ、紙芝居、ブックトーク等を、年間を通じて各学年で実施している。また、令和5年度からはコミュニティ・スクールの取組として「ブックママ」の活動を行うことで、自分の子どもが卒業しても継続して学校との連携が可能になるようにしている。</p>	
<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ、ブックトーク等を低学年から継続して行うことで児童の読書習慣が確立され、読書量が増えるとともに選書の幅も広がっている。 	
地域に開かれた学校図書館運営	松山市立高浜中学校
<p>【取組内容】</p> <p>参観日や学校行事、懇談会等の際に、保護者や地域の方々に図書館を開放し、図書の貸出を行っている。保護者は2冊まで借りることができ、返却については、保護者が直接来校するか、生徒を通じて行っている。</p> <p>また、「親子で読もう！高中の本」と題しておすすめの本も紹介している。</p>	
<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や保護者へ図書館の開放が周知され、開かれた学校図書館となっている。 ・家庭と学校のつながりの中で、親子で読書に親しむ生徒が育ってきている。 	

子ども読書活動推進のための取組事例

読書マラソン	四国中央市川之江図書館・三島図書館・土居図書館・おやこ図書館
<p>【取組内容】</p> <p>○チャレンジ！こども読書マラソン（市内4図書館）</p> <p>エントリーした児童に読書通帳を渡し、読んだ本を記入してもらう。エントリーしたらマラソンボードに自分のコマを貼り、20冊読み進めるごとにコマを移動して、自分の進捗が分かるように視覚化している。100冊をゴールとするが、途中でも冊数に応じて読書通帳にシールを貼ったり、おすすめの本のポップを書いてももらったりしている。図書館の本に限定せず、ゴールの100冊を目指してそれぞれの楽しみ方で継続できるよう働きかけている。</p> <p>意欲が持続するように、ゴールした児童は記念品をもらって2周目以降もチャレンジすることができるようにしている。また、令和5年度から、エントリー時に掲載を希望した児童の声が、市報や図書館だより、ケーブルテレビで紹介されるような取組を開始している。</p> <p>○わくわくバッグをかりよう（川之江図書館）</p> <p>こども読書マラソンの期間中、「読書マラソンに参加した児童のおすすめの本」を展示するとともに、翌年のこどもの読書週間中に、その本を「わくわくバッグ」として中身の見えない袋に入れて貸し出している。</p>	
<p>【成果】</p> <p>○チャレンジ！こども読書マラソン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組開始から4年となるが、毎年、設定した目標値を上回る参加者があり、取組が浸透しつつある。 ・令和5年度（11月末時点）：エントリー552名、100冊達成113名 <p>○わくわくバッグをかりよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分のおすすめの本やポップを書いた本を誰かに読んでもらいたいと、楽しみにしながら参加する児童が多い。 ・子どもの読書週間に100袋程度を準備しているが、親子で中身を想像しながら選ぶなど好評を得ている。 	
「菊中生に読ませたい本100」	今治市立菊間中学校
<p>【取組内容】</p> <p>保護者が子どもに読ませたい本をリストアップし、そのうち100冊を購入して図書室内に「菊中生に読ませたい本100」コーナーを設置している。</p> <p>コーナーを設置することで、生徒が気軽に手に取って読めるようにしている。</p>	
<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書室を利用する生徒数、貸出冊数が増加した。 ・昨年度に比べ、読書の習慣が定着する生徒の割合が増えた。 	

子ども読書活動推進のための取組事例

生徒の意見を反映した図書購入	内子町立内子中学校
<p>【取組内容】</p> <p>新しい図書の購入にあたって、図書委員が中心となり選書会を行っている。書店お薦めの本を手に取り、読みたい本、読んでもらいたい本を選書し、購入している。また、図書室には常時リクエストボックスを設置し、購入希望を募っている。これに基づいて、図書委員と担当教諭で書店へ直接購入に行ったり、カタログから選定したりするなどして、購入予算の35%程度は生徒の意見が反映された図書を購入している。</p>	
<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 購入図書の選定に生徒が関わることで、生徒の興味のある図書を入れることができ、図書室の利用も増えている。 	

地域の書店との連携	愛媛県立南宇和高等学校
<p>【取組内容】</p> <p>地域の書店に、「南高ヒット BOOKS」というコーナーを設置してもらい、月ごとに図書委員が図書の紹介とポップの掲示を行っている。</p>	
<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> コーナーに取り上げた本がよく売れているという声を聞くなど、地域との連携が深まっている。 図書委員が書店にポップの掲示に行く際、図書室に入りたい本を探し、定期的に購入しており、図書室で購入する本の選定にも役立っている。 	

2 学校と公立図書館との連携取組事例

電子図書館と1人1台端末の連携	四国中央市
<p>【取組内容】</p> <p>令和4年10月から、市内小中学校の全児童・生徒に電子図書館アカウント・パスワード票を配付し、Chromebook ポータルサイト上に入り口「紙のまち e-books」を開設し、朝の読書時間等で活用している。</p> <p>児童書を整備するにあたり、各小中学校のジュニア ICT リーダーがフォームによるアンケート調査を行い、上位185点を選定。市内児童生徒向けにパンフレット「四国中央市電子図書館のつかいかた」を配付し、利用促進を図っている。</p>	
<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝読書の時間に紙の本だけではなく、Chromebook を使って読書をすることもできるようになり、読書環境がより充実した。 児童が選書に加わることで子供たちが読みたい本を揃えることができ、読書に興味を持ってもらえるきっかけとなった。 	

子ども読書活動推進のための取組事例

電子図書館と1人1台端末の連携	宇和島市
<p>【取組内容】</p> <p>令和4年4月から、市内小中学校の全児童・生徒に対し、図書館利用者カードの申込案内と電子図書館の利用案内を配布し、希望者に利用者カード（電子図書館ID共通）を交付するとともに、1人1台端末のデスクトップに宇和島市電子図書館のアイコンを貼付している。</p> <p>電子図書館の利用案内配布時期に合わせて、児童書の電子書籍の充実に力を入れた。</p>	
<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子書籍コンテンツ数（令和4年度末時点）：2,560冊（うち児童書は1,025冊）。 ・利用者数（令和4年度）：延べ4,470人 ・貸出数（令和4年度）：29,835冊 	
ブックトーク・ビブリオバトル	愛媛県立今治北高等学校
<p>【取組内容】</p> <p>令和2年に県立図書館の協力を得て、医療をテーマにブックトークを行った。また、平成26年からほぼ毎年、希望生徒を募り、作家を招いて行われる市立図書館主催のビブリオバトルに参加したほか、1学期に各クラスでのビブリオバトル、12月に図書委員を中心としたビブリオバトルを開催している。</p>	
<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブックトークは、将来に対するイメージを膨らませる良い機会となった。 ・ビブリオバトルには、生徒たちが楽しんで参加しており、自分では選ばない本の紹介を聞いて読書の幅を広げるとともに、発表を行い、自分の考えを相手に伝えることを練習する機会になっている。 	
学校図書館支援員派遣事業	東温市立図書館
<p>【取組内容】</p> <p>市内の各小中学校において、授業内容に関連したブックトークや読み聞かせを行うほか、選書及び廃棄処理、図書館改装（図書館づくり・展示・掲示）、整備（配架）等の支援を行っている。夏休みから年度末にかけて各学校3回実施し、学校図書館と市立図書館の連携強化に取り組んでいる。</p> <p>各学校からの依頼はブックトークが最も多く、次に図書整備等、図書館づくり（展示・掲示）となっており、ブックトークで使用する本については、約20～30冊を準備するため、事前に「何年生・使用目的・どのような本・何冊必要か」と支援員に聞き取り、市立図書館司書が選書を行っている。</p>	
<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動図書館車の学校巡回日に合わせて本を運ぶことで、教員の負担軽減につながっている。 ・ブックトーク以外の授業で使用する本の選書及び貸出も増加している。 	

子ども読書活動推進のための取組事例

3 親子が共に取り組む事例

ファミ読トーク	内子町図書情報館
<p>【取組内容】</p> <p>申込内容のテーマに合わせて図書館職員が選書を行い、児童館や子育て支援センターにおいて、親子を対象に本を紹介している。</p> <p>大人（親）が、読み聞かせの大切さを実感し、家族ぐるみで本に親しみ、楽しく過ごすことで、親子読書（読み聞かせ）の定着と親子のコミュニケーションを図ることを目的としている。</p>	
<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子読書の大切さや年齢にあった本の紹介ができ、施設と連携して本の貸出ができた。 ・図書館でファミ読トークを実施することで、子育て中の図書館の利用の促進にもつながった。 	

うちどく（家読）	大洲市立図書館
<p>【取組内容】</p> <p>家族で同じ本を読み、その本について話し合う「うちどく（家読）」を通して、家族のコミュニケーションを図ろうという試みで、「うちどくノート」に読んだ本を記録していくことを勧めている。また、以下の事業を毎年度実施して啓発に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「うちどくチャレンジ！努力賞」【うちどくノート記録完了者表彰】 ・「うちどくチャレンジ！最多賞」【部門別うちどくノート最多冊数記録完了者表彰】 ・「うちどくチャレンジ！コンテスト」【応募作品（図書3冊分おすすめシート）を部門別に審査】 <p>図書館司書、ボランティア、教員が協力して作成した年齢層別のおすすめブックリストを発行し、ブックリストに紹介した本を集めた「うちどくコーナー」を設けているほか、要望があれば、出張「うちどく実践講座」を行うなどして、推進を図っている。</p>	
<p>【成果】</p> <p>○各事業の受賞者（令和4年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「うちどくチャレンジ！努力賞」 82名 ・「うちどくチャレンジ！最多賞」 4名 ・「うちどくチャレンジ！コンテスト」 最優秀賞5名、優秀賞5名、佳作19名 (応募総数327点→学校審査104点→1次審査29点→最終審査10点) <p>表彰式：令和5年2月18日（土）最優秀・優秀賞受賞者とその家族が対象 入賞作品展示：令和5年2月18日（土）～3月5日（日）その後分館巡回</p> <p>○出張「うちどく実践講座」…市内公民館分館の親子体験学習会にて1回開催 (令和4年5月28日、地区の親子7組17名が参加)</p>	

子ども読書活動推進のための取組事例



校長先生おすすめの本コーナー（四国中央市立寒川小学校）



ブックママによる読み聞かせ（松山市立味生小学校）



地域に開かれた学校図書館（松山市立高浜中学校）



わくわくバッグをかりよう（川之江図書館）



うちどくコーナー（大洲市立図書館）



地域の書店との連携（南宇和高等学校）



子どもの読書活動に関するアンケート結果

1 調査の目的

子どもの読書活動の状況と家庭・学校・公立図書館・市町教育委員会での取組状況、現行計画目標の達成状況、国が示している数値目標の県内の状況を把握する。

2 調査方法

(1) 調査対象

- 幼児、児童、生徒、保護者アンケート
地域、幼児・児童・生徒数、学科等のバランスを考慮して無作為に抽出した公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校の幼児、児童、生徒及びその保護者
- 学校、公立図書館、市町教育委員会アンケート
県内すべての公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、全公立図書館、全市町教育委員会

(2) 調査対象数

- 幼児、児童、生徒、保護者アンケート

	子ども			保護者		
	配布数 (人)	回答数 (人)	回答率 (%)	配布数 (人)	回答数 (人)	回答率 (%)
幼稚園	114	101	88.6%	114	102	89.5%
小学校下学年(1~3年生)	603	533	88.4%	654	555	84.9%
小学校上学年(4~6年生)	599	542	90.5%	645	487	75.5%
中学校	797	765	96.0%	498	448	90.0%
高等学校	882	684	77.6%	886	728	82.2%
合計	2,995	2,625	87.6%	2,797	2,320	82.9%

- 学校、公立図書館、市町教育委員会アンケート

	配布数 (ヶ所)	回答数 (ヶ所)	回答率 (%)
学校	440	440	100.0%
小学校	269	269	100.0%
中学校	124	124	100.0%
高等学校	47	47	100.0%
公立図書館	29	29	100.0%
市町教育委員会	20	20	100.0%

(3) 調査時期

令和5年7月

(4) 実施方法

- 幼児・小学校下学年：調査用紙を家庭に持ち帰り保護者が回答
- 小学校上学年・中学生・高校生：1人1台端末を使用して指定フォームから回答
- 保護者：調査用紙を家庭に持ち帰り保護者が回答
- 学校・公立図書館・市町教育委員会：指定フォームから回答

幼児・児童・生徒アンケート結果

2 1ヶ月間の読書冊数

あなた（のお子さん）は、令和5年6月の1ヶ月間に、延べ何冊くらい本を読みましたか（絵本を見ることや読み聞かせを含む）。

【集計】

区分	平均冊数
幼児	11.7
小学校下学年	12.3
小学校上学年	13.6
中学生	6.9
高校生	3.0

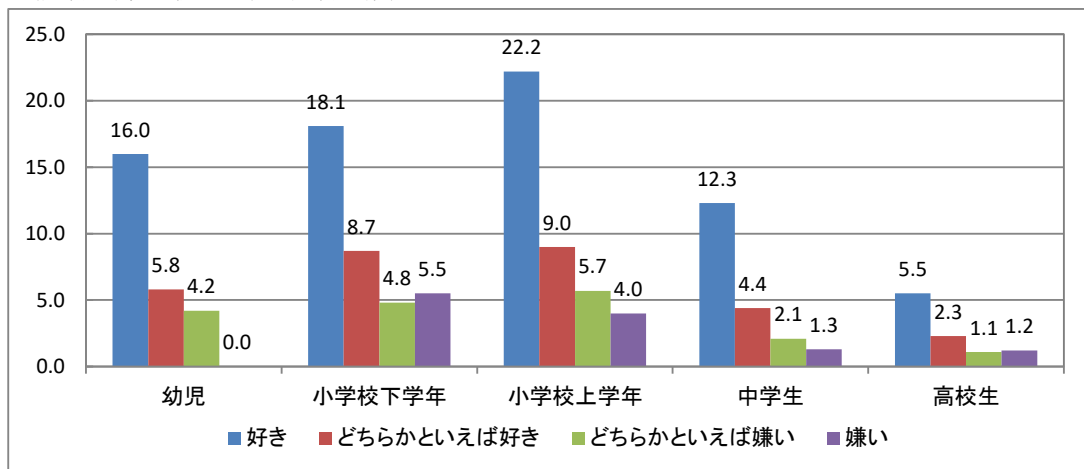
【結果概要】

1ヶ月間に読んだ本の冊数は、小学校上学年の13.6冊が最も多く、小学校下学年、幼児と続く。前回の調査（平成30年7月）と比較すると全ての学校段階で増加しており、特に小学校下学年及び中学生において冊数が増加している。

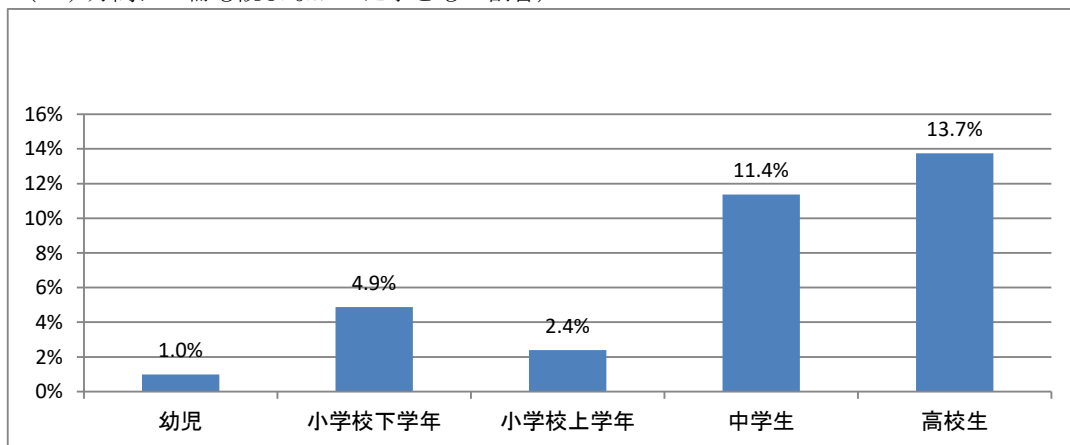
また、読書が好きな子どもほど多くの本を読む傾向にあり、前回調査と比較すると、幼児で2.5冊、小学校下学年で3.3冊、小学校上学年で5.7冊、中学生で5.2冊、高校生で1.5冊増加している。

一方、1ヶ月間に1冊も読まなかった子どもの割合は、高校生では減少しているものの、中学生までは増加傾向にあり、本を読む機会が減少している可能性がある。

（読書の好き嫌いとう平均読書冊数）



（1ヶ月間に1冊も読まなかった子どもの割合）



幼児・児童・生徒アンケート結果

3 家庭での読書の頻度

あなた（のお子さん）は、家でどのくらいの回数、本を読んでいますか（絵本を見ることや読み聞かせを含む）。

- | | | |
|----------|----------|------------|
| 1 ほぼ毎日 | 2 週に3回以上 | 3 週に1回くらい |
| 4 月に1～2回 | 5 年に数回 | 6 まったく読まない |

【集計】

(人)

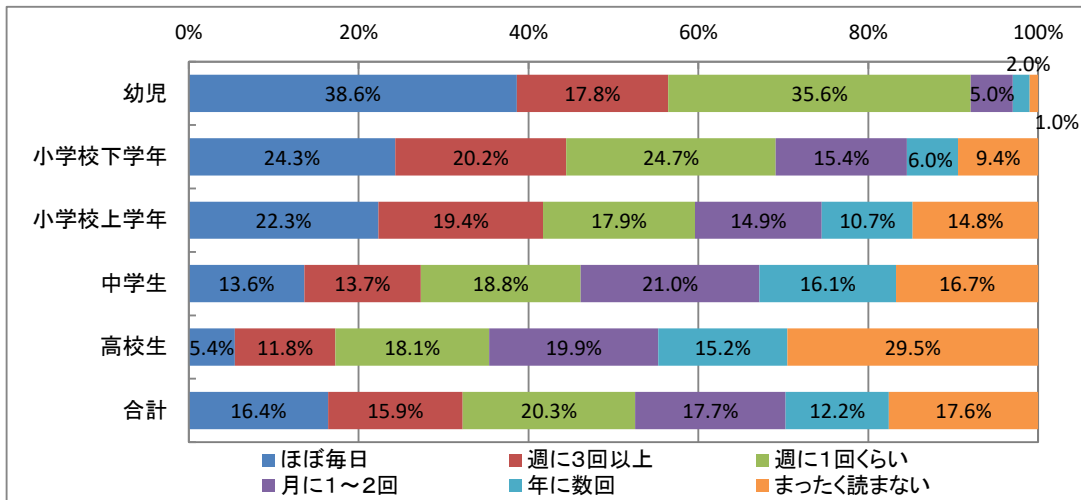
区分	ほぼ毎日	週に3回以上	週に1回くらい	月に1～2回	年に数回	まったく読まない
幼児	39	18	36	5	2	1
小学校下学年	129	107	131	82	32	50
小学校上学年	121	105	97	81	58	80
中学生	104	105	144	161	123	128
高校生	37	81	124	136	104	202
合計	430	416	532	465	319	461

【結果概要】

週に1回以上本を読む子どもの割合は、幼児の92.0%から、学校段階が上がるにつれて減少し、小学生で59.6～69.2%、中学生で46.1%、高校生では35.3%となっており、前回（平成30年7月）の調査と同じ傾向である。

特に幼児では「週に3回以上」の割合が減少し、「週に1回くらい」の割合が13.7%増加している。

また、小学校上学年では週に1回以上本を読む子どもの割合は15.2%減少している。



幼児・児童・生徒アンケート結果

4 電子書籍の利用状況

あなた（のお子さん）は、（読み聞かせの際、）スマートフォンやタブレットなどで電子書籍を利用したことがありますか。

- | | | |
|-------------|-------------|---------------|
| 1 よく利用する | 2 何度か利用した | 3 一度だけ利用した |
| 4 利用したことはない | 5 電子書籍を知らない | 6 利用機器を持っていない |

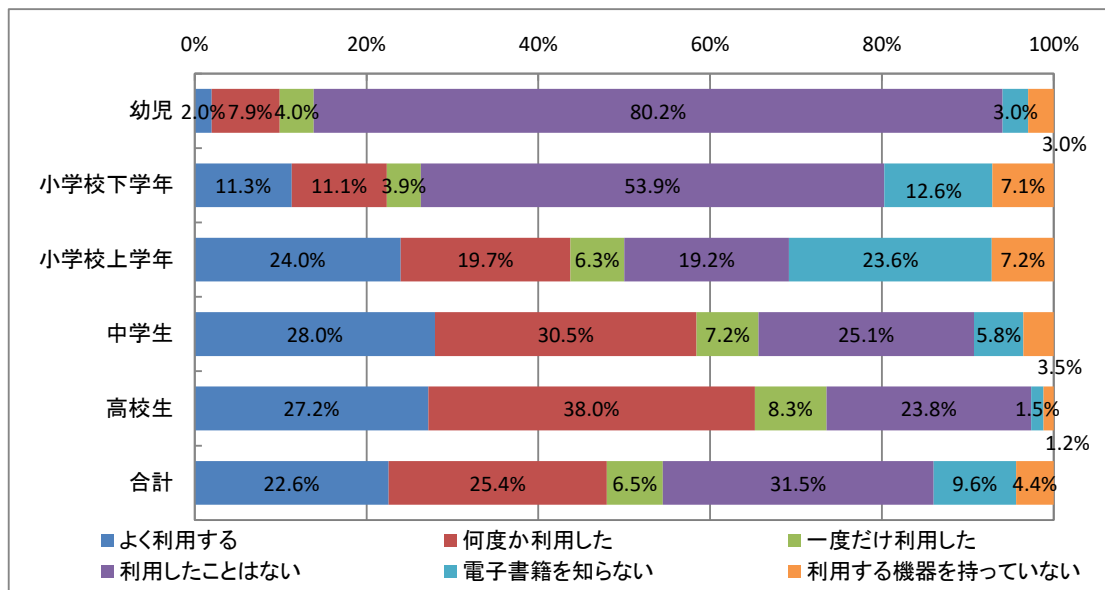
【集計】

(人)

区分	よく利用する	何度か利用した	一度だけ利用した	利用したことはない	電子書籍を知らない	利用機器を持っていない
幼児	2	8	4	81	3	3
小学校下学年	60	59	21	287	67	38
小学校上学年	130	107	34	104	128	39
中学生	214	233	55	192	44	27
高校生	186	260	57	163	10	8
合計	592	667	171	827	252	115

【結果概要】

電子書籍を「よく利用する」「何度か利用した」子どもの割合は、学校段階が上がるにつれて増加する傾向にある。幼児は読み聞かせの際、電子書籍を「利用したことがない」割合が80.2%と大半を占めている。



幼児・児童・生徒アンケート結果

5 学校図書館の利用状況

あなた（のお子さん）は、学校の図書室（学級文庫を含む。以下同じ。）をどのくらい利用していますか。1つだけ○をつけてください。

- 1 よく利用する 2 ときどき利用する
3 ほとんど利用しない 4 まったく利用しない

【集計】

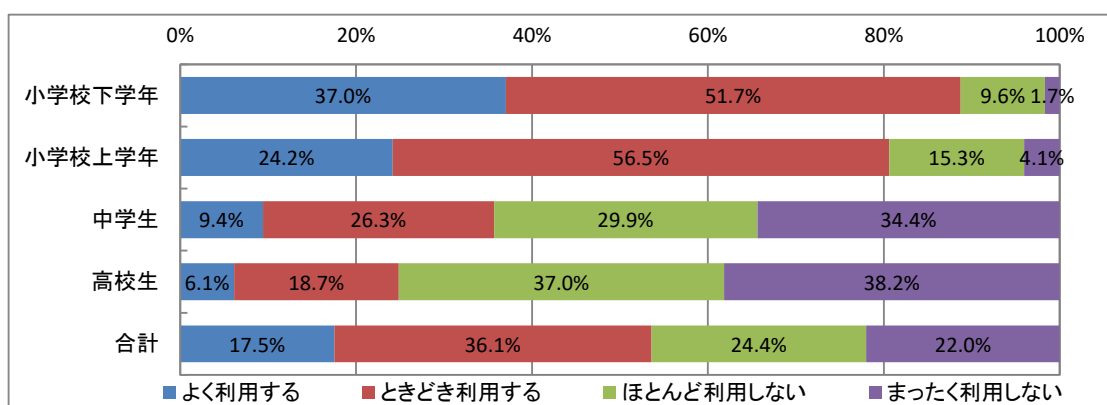
(人)

区分	よく利用する	ときどき利用する	ほとんど利用しない	まったく利用しない
小学校下学年	197	275	51	9
小学校上学年	131	306	83	22
中学生	72	201	229	263
高校生	42	128	253	261
合計	442	910	616	555

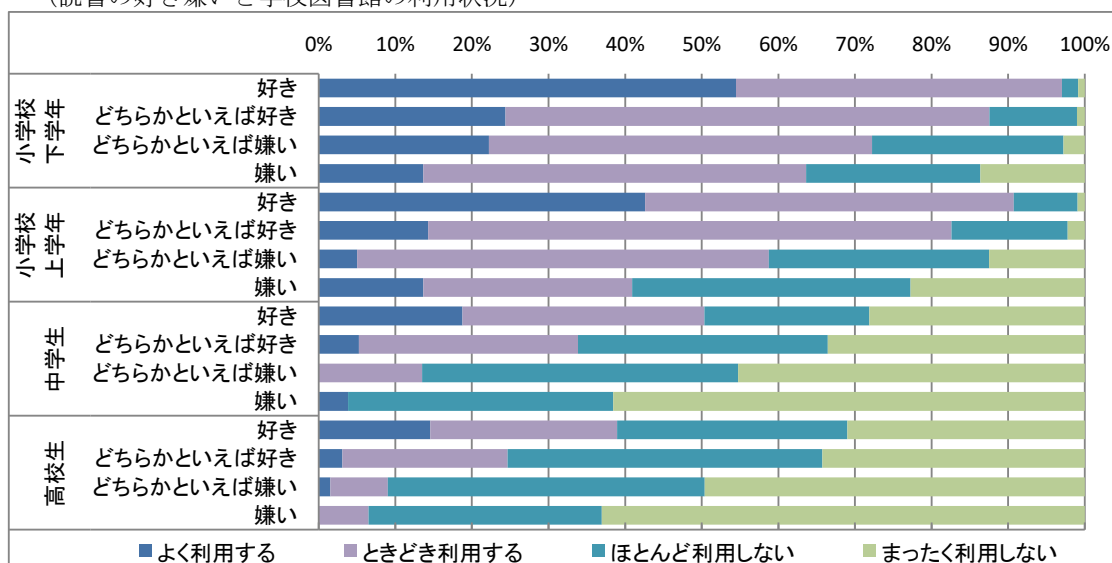
【結果概要】

学校図書館（学級文庫を含む）を「よく利用する」または「ときどき利用する」と答えた子どもの割合は、小学生下学年が88.7%、小学生上学年が80.7%であるのに対し、中学生で35.7%、高校生になると24.8%にまで減少している。学校段階が上がるにしたがって低くなる傾向は前回の調査（平成30年7月）と同じであるが、利用する割合は、前回の調査と比較して、小学校及び高校生で微増している。一方、「まったく利用しない」と答えた子どもの割合は、小学校下学年から中学生までは前回調査と同程度の割合であるのに対し、高校生は15.4ポイント減少している。

また、前回の調査と同様、読書が好きな子どもほど学校の図書室を利用する割合が大きくなっている。



(読書の好き嫌いとは学校図書館の利用状況)



幼児・児童・生徒アンケート結果

6 学校図書館に充実してほしいこと

今後、学校の図書室に充実してほしいことは何ですか。あてはまるものを3つまで○をつけてください。

1 貸出図書の増加	2 ブックトーク・お話し会等イベントの実施	
3 面白い本の紹介や展示	4 パソコンの充実	5 開館時間の延長
6 CD、DVDの充実	7 自習室の充実	8 特にない
9 その他 ()		

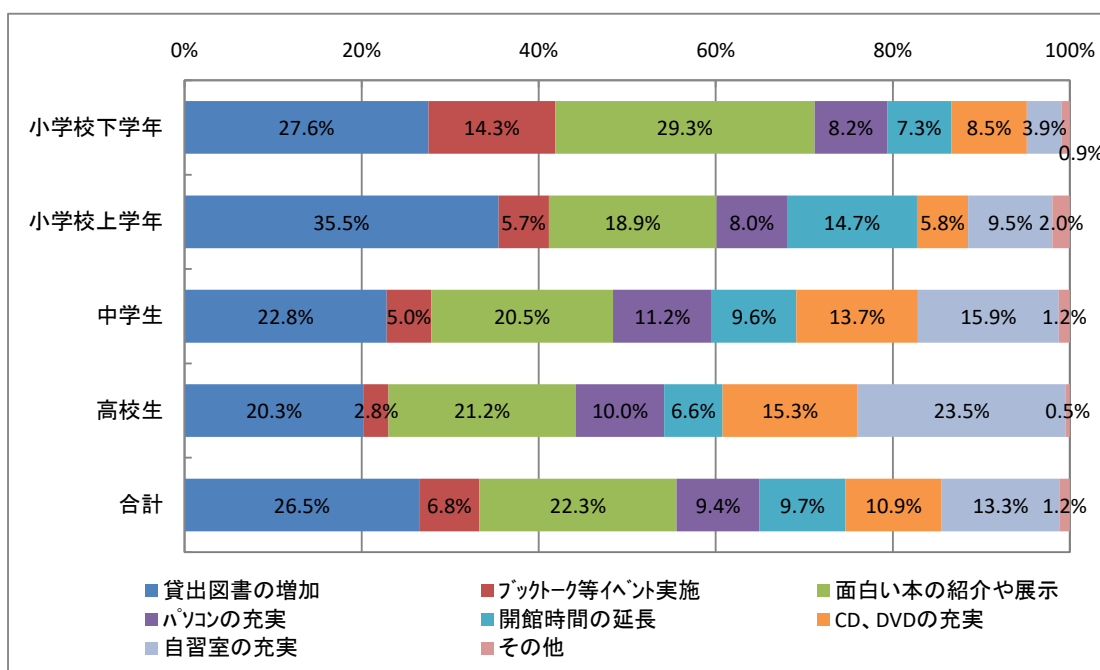
【集計】

(人)

区分	貸出図書増加	イベント実施	面白い本の紹介	パソコンの充実	開館時間延長	CD、DVDの充実	自習室充実	その他
小学校下学年	239	124	254	71	63	74	34	8
小学校上学年	343	55	183	77	142	56	92	19
中学生	258	57	232	126	108	155	180	14
高校生	175	24	183	86	57	132	203	4
合計	1,015	260	852	360	370	417	509	45

【結果概要】

前回の調査（平成30年7月）と同様、小学生は、「貸出図書の増加」や「面白い本の紹介や展示」を望んでいる割合が大きい。中学生、高校生はそれに加えて自習室の充実を望む割合が大きくなっている。



幼児・児童・生徒アンケート結果

8 公立図書館に充実してほしいこと

今後、地域の図書館に充実してほしいことは何ですか。あてはまるものを3つまで○をつけてください。

- | | |
|--------------|-----------------------|
| 1 貸出図書の増加 | 2 ブックトーク・お話し会等イベントの実施 |
| 3 面白い本の紹介や展示 | 4 パソコンの充実 |
| 5 開館時間の延長 | 6 CD、DVDの充実 |
| 7 自習室の充実 | 8 特にない |
| | 9 その他 () |

【集計】

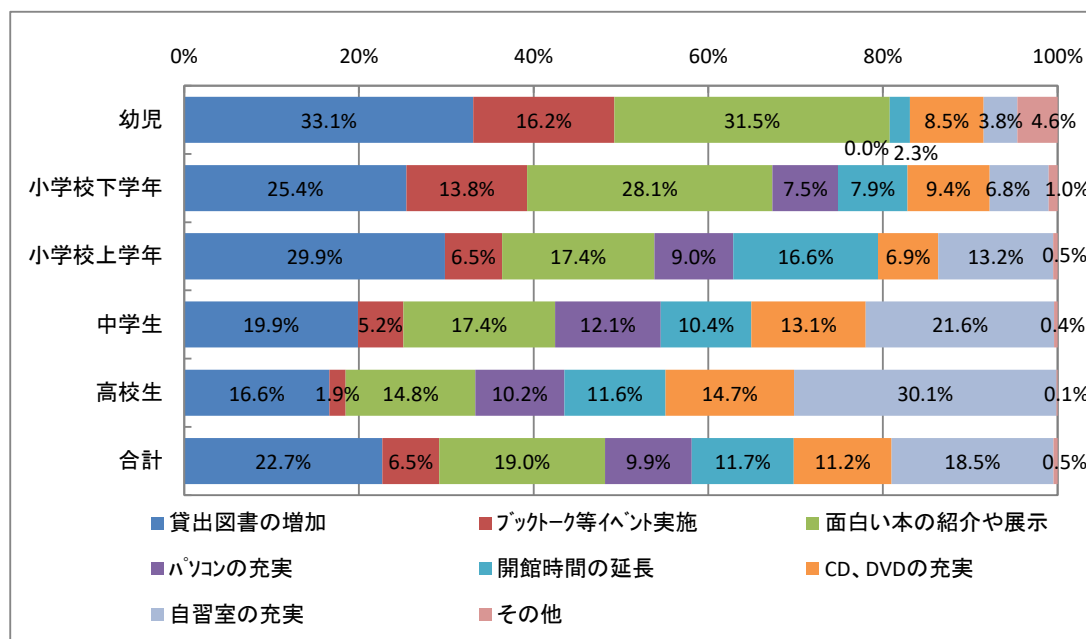
(人)

区分	貸出図書増加	イベント実施	面白い本の紹介	パソコン充実	開館時間延長	CD、DVDの充実	自習室充実	その他
幼児	43	21	41	0	3	11	5	6
小学校下学年	173	94	191	51	54	64	46	7
小学校上学年	238	52	139	72	132	55	105	4
中学生	199	52	174	121	104	131	216	4
高校生	132	15	118	81	92	117	239	1
合計	742	213	622	325	382	367	606	16

【結果概要】

幼児及び小学生は、「貸出図書の増加」や「面白い本の紹介や展示」を望む割合が多い。また、中学生及び高校生は「貸出図書の増加」や「自習室の充実」を望む割合が多くなっており、前回の調査（平成30年7月）とほぼ同じ傾向である。

「自習室の充実」については、前回の調査より小学校下学年で2.7ポイント、小学校上学年で4.2ポイント、中学生で3.9ポイント、高校生で2.9ポイント増加している。



保護者アンケート結果

1 子どもの読書の状況

あなたのお子さんは、普段、読書をしていると思いますか。1つだけ○をつけてください。

- 1 よくしている 2 まあまあしている
3 あまりしていない 4 全くしていない 5 わからない

【集計】 (人)

区分	よくしている	まあまあしている	あまりしていない	全くしていない	わからない
幼児	32	27	39	4	0
小学校下学年	104	175	227	46	2
小学校上学年	75	117	199	92	4
中学生	54	99	189	101	3
高校生	62	188	288	162	28
合計	327	606	942	405	37

《「1よくしている」「2まあまあしている」と回答した場合に回答》

その主な理由は何だと思えますか。あてはまるものを2つまで○をつけてください。

- 1 保護者自身が日常的に本を読む（家庭の雰囲気の影響）
2 本を読む時間を作っている（決まった時間に本を読むなど）
3 本を読みやすい環境が整っている（図書館が近いなど）
4 学校の先生や友達がおすすめの本を紹介してくれる
5 特にない（子どもが自発的に読む）
6 その他（ ）

【集計】 (人)

区分	家庭の雰囲気	読書の時間を作る	読みやすい環境	本の紹介	自発的	その他
幼児	13	27	18	3	19	9
小学校下学年	48	64	81	26	148	29
小学校上学年	34	18	55	26	119	17
中学生	28	12	31	16	110	11
高校生	31	19	21	39	186	10
合計	154	140	206	110	582	76

《「3あまりしていない」「4全くしていない」と回答した場合に回答》

その主な理由は何だと思えますか。あてはまるものを2つまで○をつけてください。

- 1 保護者自身があまり本を読まない（家庭の雰囲気が影響）
2 本を読む時間がない（塾、部活など）
3 本を読みやすい環境にない（図書館が遠いなど）
4 どの本がおもしろいのか分からない
5 子どもが本を読むのが嫌い
6 その他（ ）

【集計】 (人)

区分	家庭の雰囲気	読書の時間がない	読みにくい環境	選び方が分からない	読書が嫌い	その他
幼児	23	7	5	8	4	12
小学校下学年	132	59	45	40	69	45
小学校上学年	127	73	56	38	93	56
中学生	104	123	34	60	72	43
高校生	134	188	53	73	133	36
合計	520	450	193	219	371	192

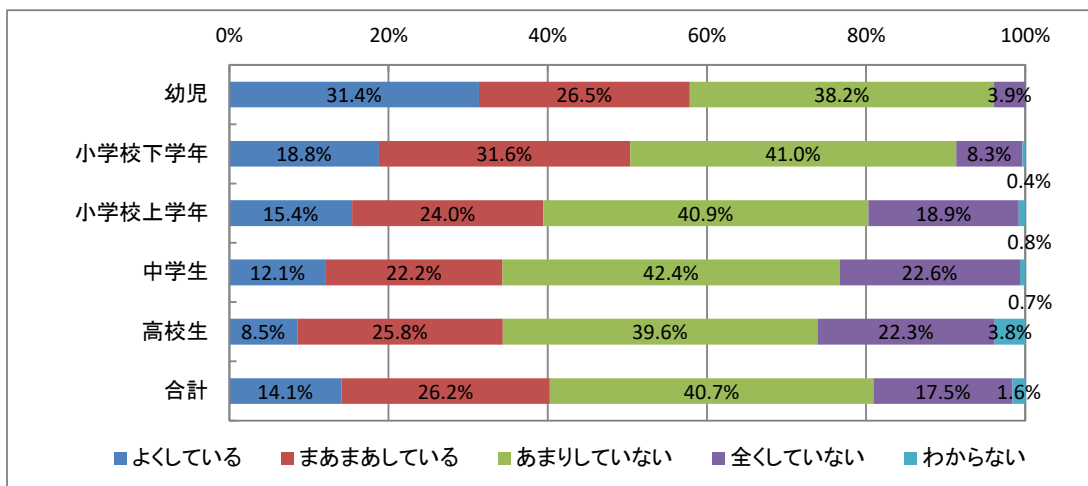
【結果概要】

どの学校段階においても、子どもが読書を「あまりしていない」と感じている保護者の割合が多くなっている。

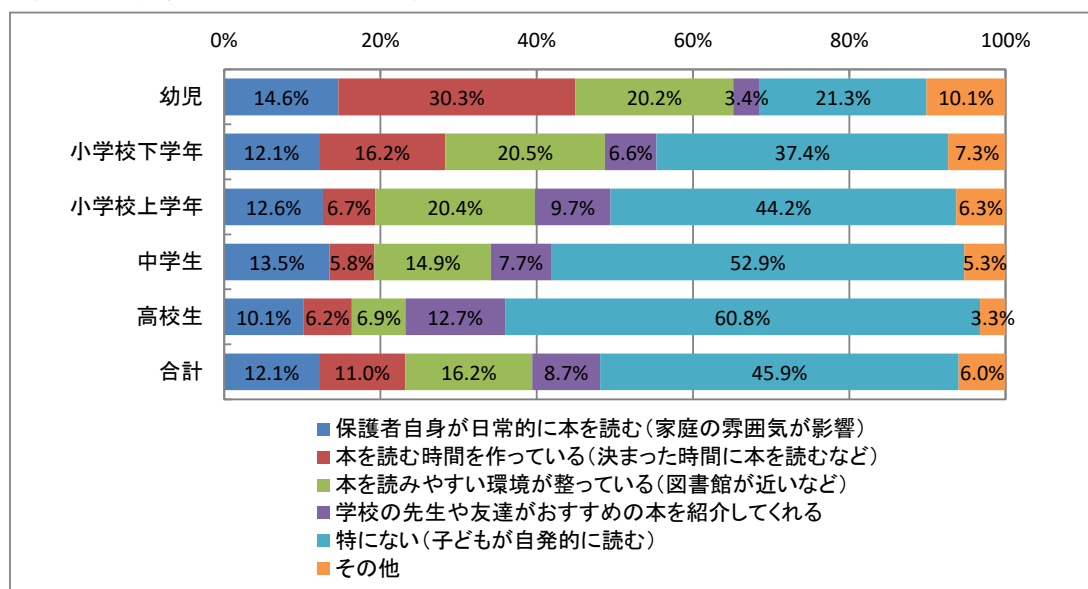
子どもが読書をしている主な理由は、幼児については「本を読む時間を作っている」が最も多いが、小学生から高校生までは「特にない（子どもが自発的に読む）」が最も多く、学校段階が上がるにつれてその割合は多くなっている。

また、子どもが読書をしていない主な理由は、幼児から小学生までは「保護者自身があまり本を読まない（家庭の雰囲気が影響）」が最も多く、中学生、高校生は「本を読む時間がない（塾、部活など）」が最も多くなっている。

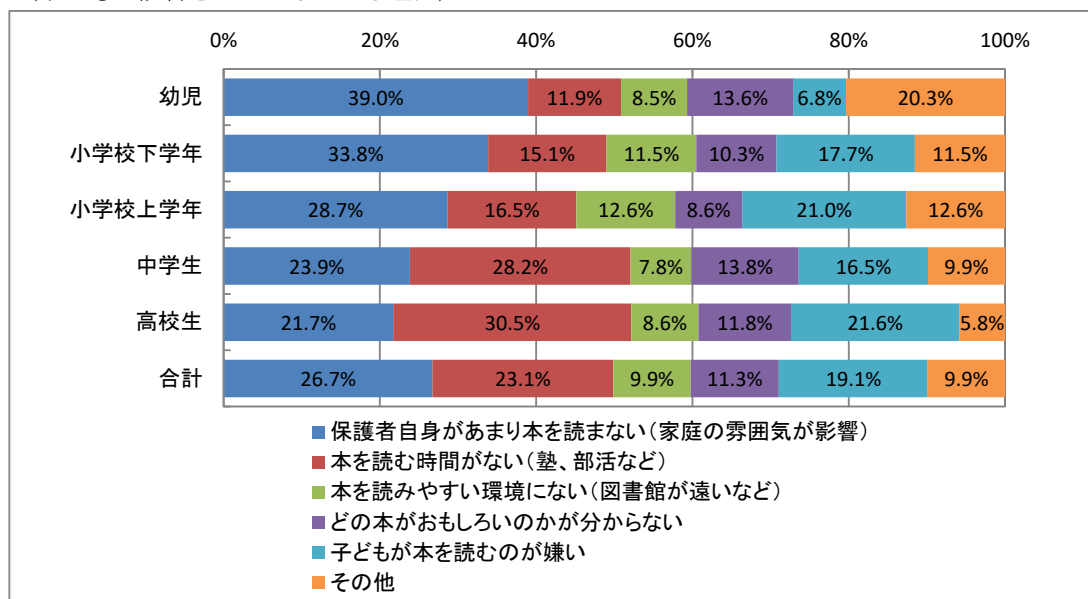
保護者アンケート結果



(子どもが読書をしている主な理由)



(子どもが読書をしていない主な理由)



保護者アンケート結果

2 読書活動に関する情報収集の状況

子どもの読書活動に関する情報（読み聞かせの方法、良書、図書館でのイベント等の情報）はどこから収集していますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 インターネット 2 保育所・幼稚園・学校 3 公立図書館
 4 公民館 5 児童館 6 親族や友人等の知人
 7 特に収集していない（情報収集の方法がわからない・必要な情報はない）
 8 その他（ ）

【集計】

(人)

区分	インターネット	幼稚園・学校	公立図書館	公民館	児童館	知人	していない	その他
幼児	27	44	28	3	12	13	25	6
小学校下学年	148	209	114	12	28	60	182	20
小学校上学年	122	168	90	9	13	46	187	17
中学生	144	86	83	11	5	43	177	24
高校生	245	111	96	8	10	59	325	19
合計	686	618	411	43	68	221	896	86

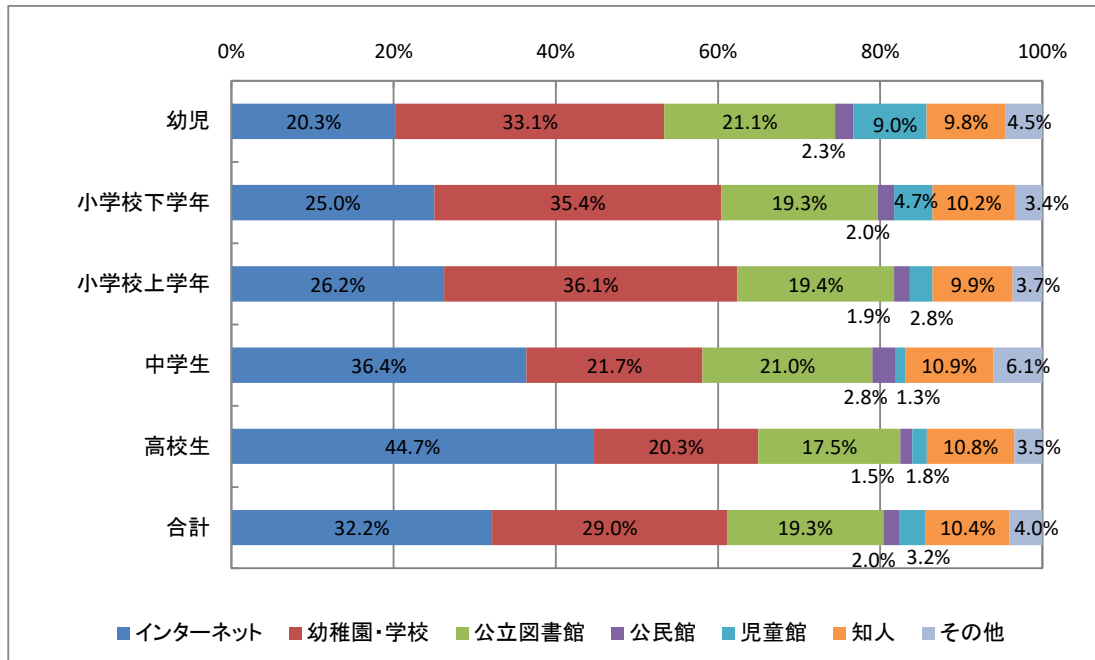
※「その他」は、新聞、雑誌、書店、広報、無料情報誌 等

【結果概要】

子どもが幼児、小学生の間は幼稚園や学校、公立図書館から情報収集している割合が多く、中学生、高校生になるとインターネットの割合が増えている。前回の調査（平成30年7月）と同様、どの学校段階もインターネットで情報収集している保護者の割合が大きく増加している。

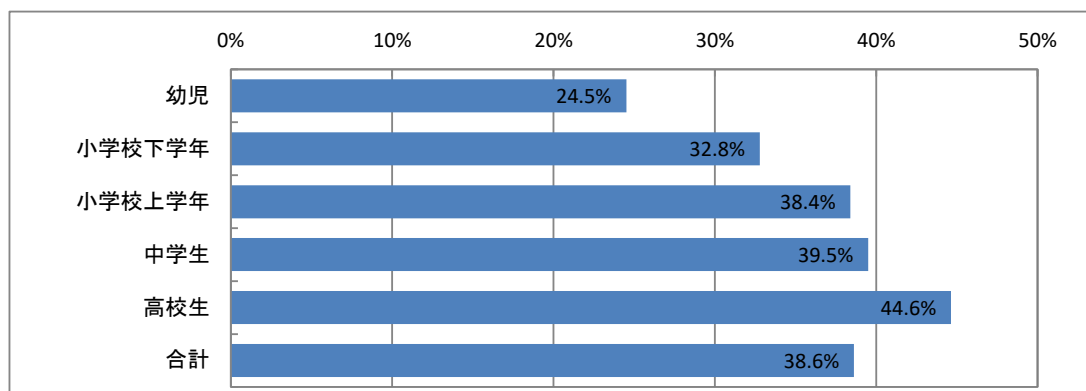
また、特に情報収集はしていないという保護者のうち、情報収集の必要はないと回答した保護者の割合は、前回の調査と比較すると高くなっているか同水準にある。

さらに、保護者が情報収集をしていない子どもは、保護者が情報収集をしている子どもと比較すると、読書を全くしない割合が比較的高くなっている。

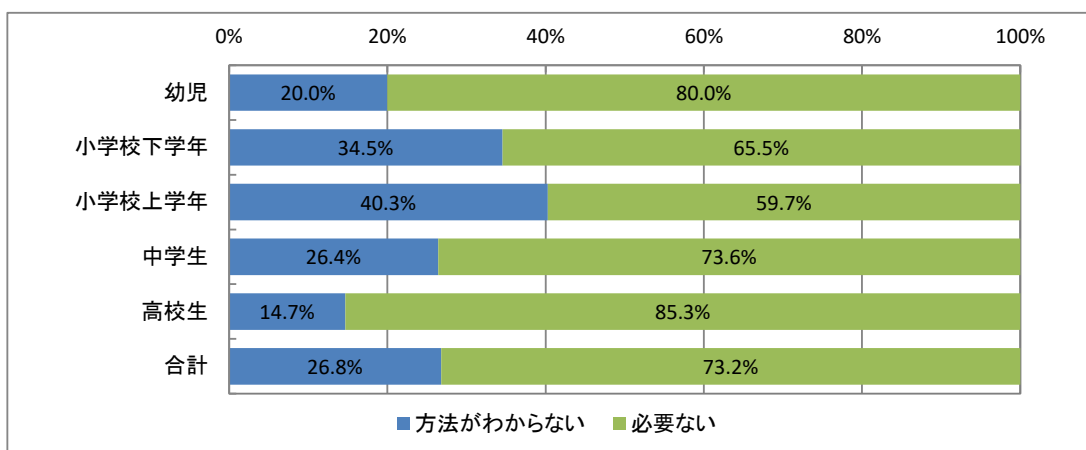


保護者アンケート結果

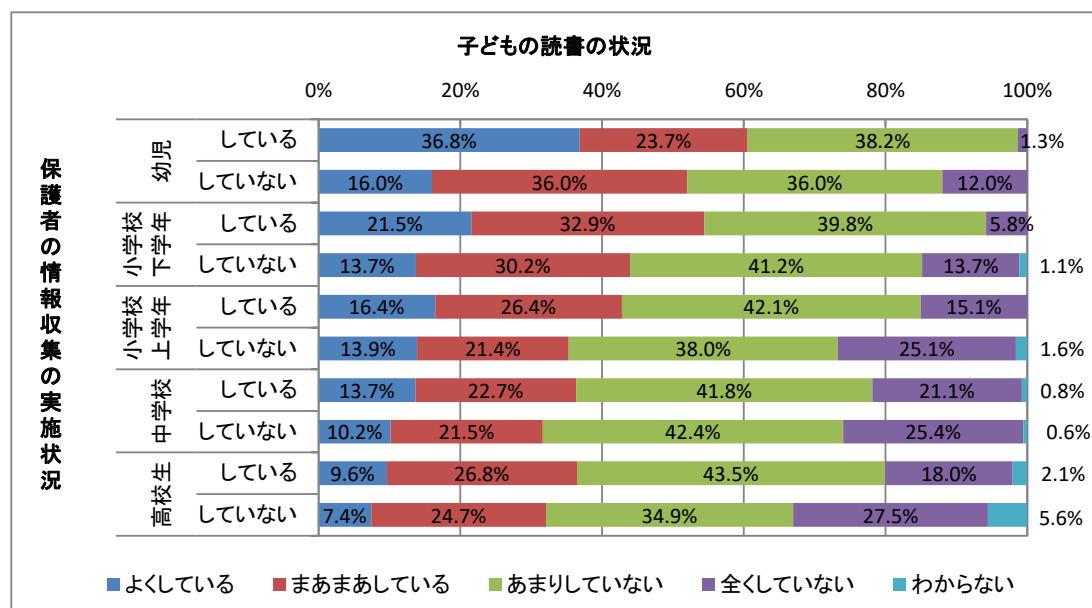
(読書活動に関する情報収集をしていない保護者の割合)



(読書活動に関する情報収集を行わない理由)



(読書活動に関する情報収集の実施状況と子どもの読書の状況)



保護者アンケート結果

3 読書活動に関する相談状況

子どもの読書活動に関する相談はだれにしていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 保育所・幼稚園・学校 2 公立図書館 3 公民館
 4 児童館 5 親族や友人等の知人
 6 相談していない（相談の方法がわからない・相談の必要はない）
 7 その他（ ）

【集計】

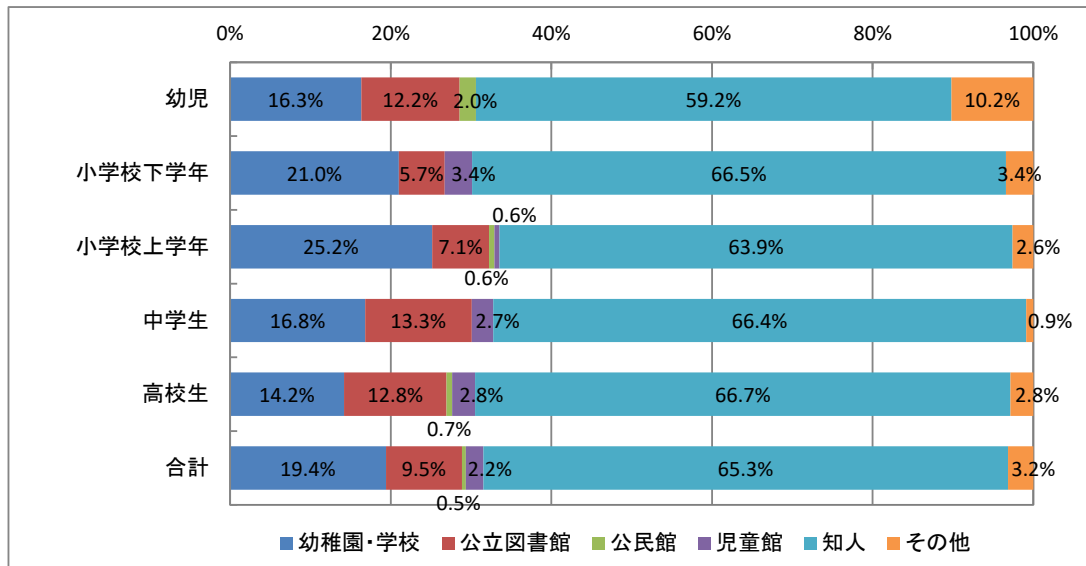
(人)

区分	幼稚園・学校	公立図書館	公民館	児童館	知人	していない	その他
幼児	8	6	1	0	29	62	5
小学校下学年	37	10	0	6	117	394	6
小学校上学年	39	11	1	1	99	352	4
中学生	19	15	0	3	75	330	1
高校生	20	18	1	4	94	580	4
合計	123	60	3	14	414	1,718	20

【結果概要】

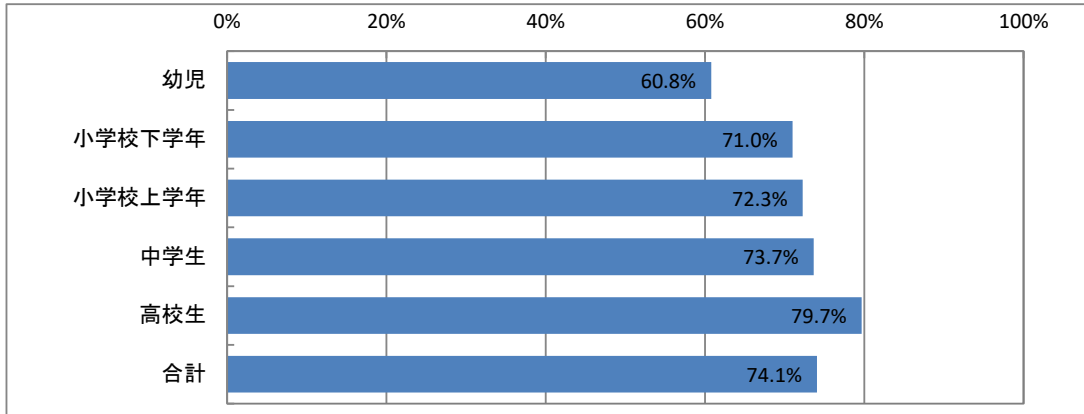
知人に相談する割合が最も多く、次いで幼稚園や学校が多い。しかし、特に相談はしていないという保護者が過半数を占めており、そのうち約1割が相談の方法がわからない、約9割がその必要はないと回答しており、前回の調査（平成30年7月）と同じ傾向である。

また、前回の調査と同様、保護者が相談をしているかどうかは、子どもの読書の状況にあまり大きな影響を与えていない。

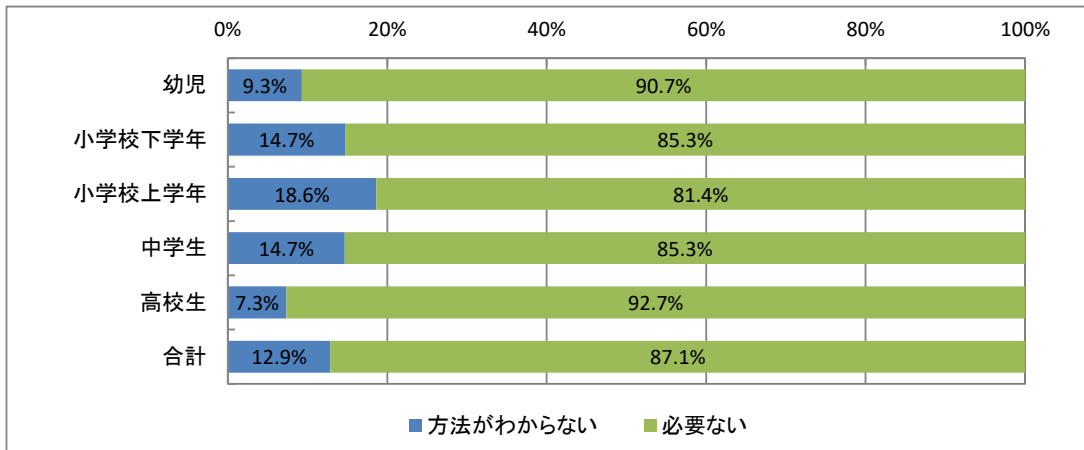


保護者アンケート結果

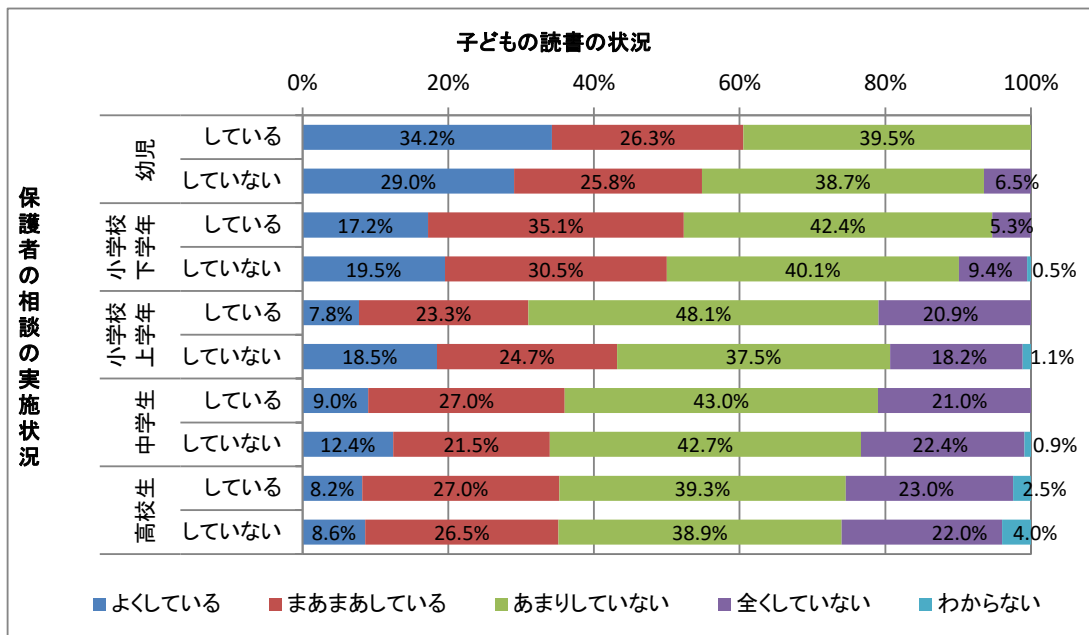
(読書活動に関する相談をしていない保護者の割合)



(読書活動に関する相談をしていない理由)



(読書活動に関する相談の実施状況と子どもの読書の状況)



保護者アンケート結果

4 家庭での取組状況

子どもの読書を促すために、家庭の中でどのような取り組みをされていますか。また、それらを主に行っているのはだれですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 幼児期の読み聞かせ（父・母・祖父・祖母・その他（ ））
- 2 子どもと一緒に本を読む（父・母・祖父・祖母・その他（ ））
- 3 子どもと同じ本を読む（父・母・祖父・祖母・その他（ ））
- 4 定期的に読書をする時間を設ける（父・母・祖父・祖母・その他（ ））
- 5 子どもと一緒に図書館に行く（父・母・祖父・祖母・その他（ ））
- 6 読書を通じて子どもが感じたことや考えたことを聞く
（父・母・祖父・祖母・その他（ ））
- 7 本を買い与える（父・母・祖父・祖母・その他（ ））
- 8 ベストセラーや映画化された本など読みそうな本を紹介する。
（父・母・祖父・祖母・その他（ ））
- 9 家にたくさん本を置く（父・母・祖父・祖母・その他（ ））
- 10 特にしていない
- 11 その他（ ）

【集計】

(人)

区分	幼児期の読み聞かせ	子どもと本を読む	子どもと同じ本を読む	定期的な読書時間	子どもと図書館に行く
幼児	76	75	46	33	58
小学校下学年	326	272	156	93	226
小学校上学年	252	166	113	59	180
中学生	173	116	92	33	133
高校生	257	166	118	53	152
合計	1,084	795	525	271	749

区分	読書の感想を聞く	本を買い与える	読みそうな本を紹介	家にたくさん本を置く	その他
幼児	39	58	21	42	1
小学校下学年	148	311	59	167	5
小学校上学年	102	257	100	132	5
中学生	82	202	111	89	12
高校生	106	271	145	120	12
合計	477	1,099	436	550	35

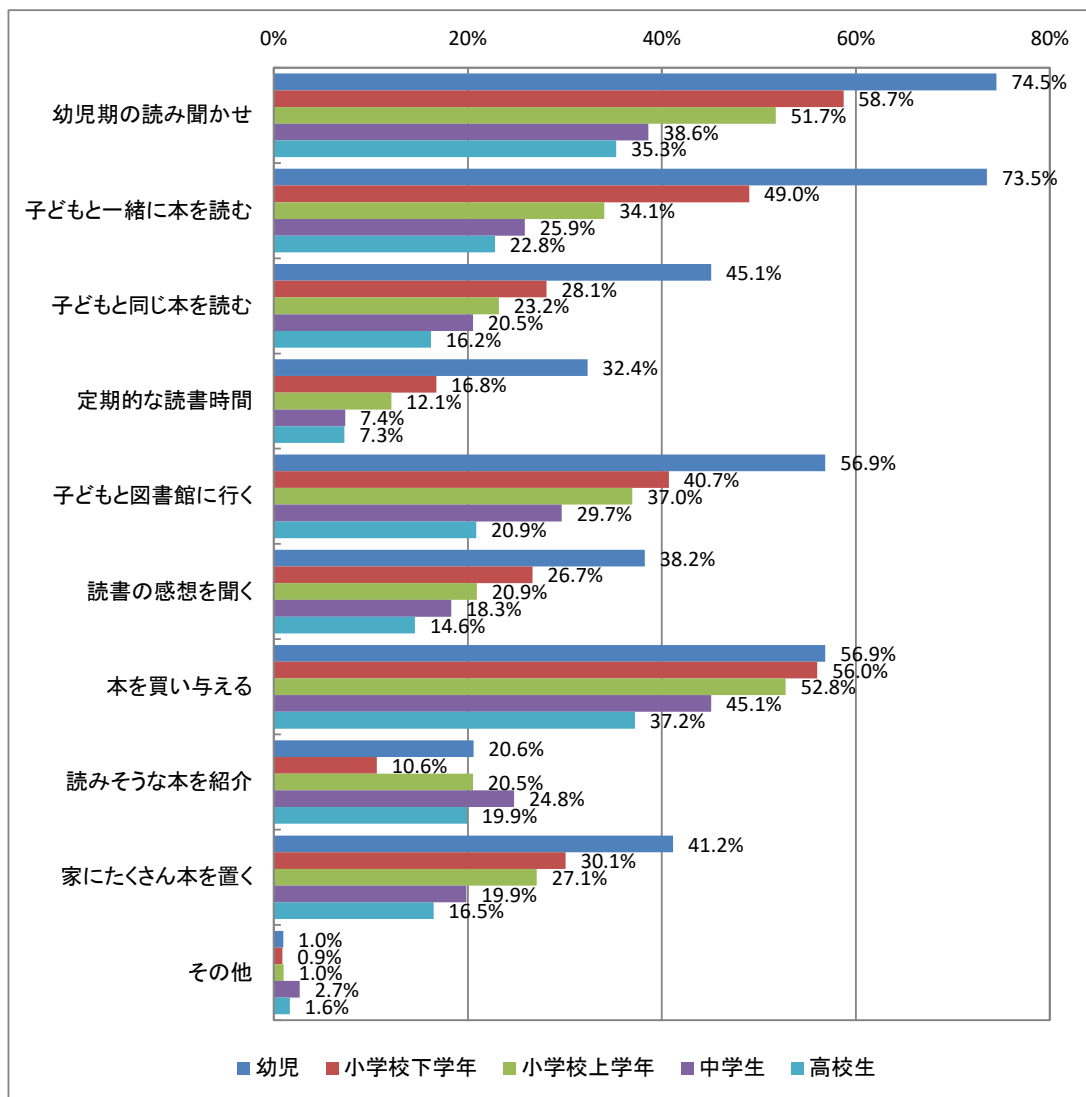
【結果概要】

子どもの学校段階別に見ると、子どもが小さいうちは、「幼児期の読み聞かせ」「子どもと一緒に本を読む」「子どもと一緒に図書館に行く」「本を買い与える」という保護者が多く、学校段階が上がるにしたがって取り組んでいる割合は概ね減少している。

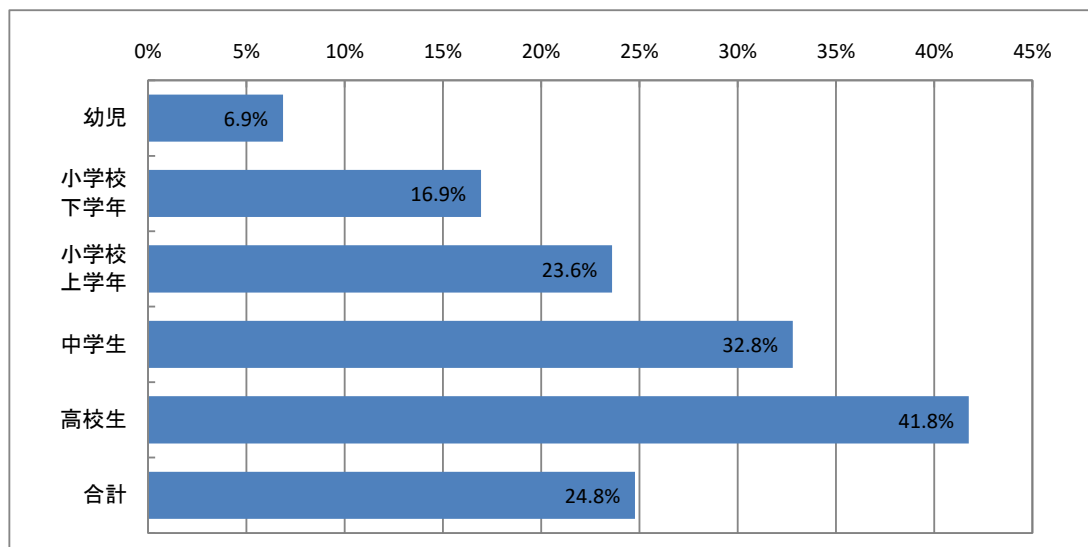
幼児の間は9割以上の保護者が家庭で何らかの取り組みを行っているが、学校段階が上がるにつれて特に取り組みは行っていないと回答した保護者の割合が増加し、高校生になるとその割合は4割にのぼる。前回の調査と比較すると、取り組みが進んでいない。

また、前回の調査と同様、家庭での取り組みをよく行っているほど、子どもは読書をよくしている傾向にあり、家庭で主に取り組みを行っているのは、どの学校段階でも母親が最も多くなっている。

保護者アンケート結果

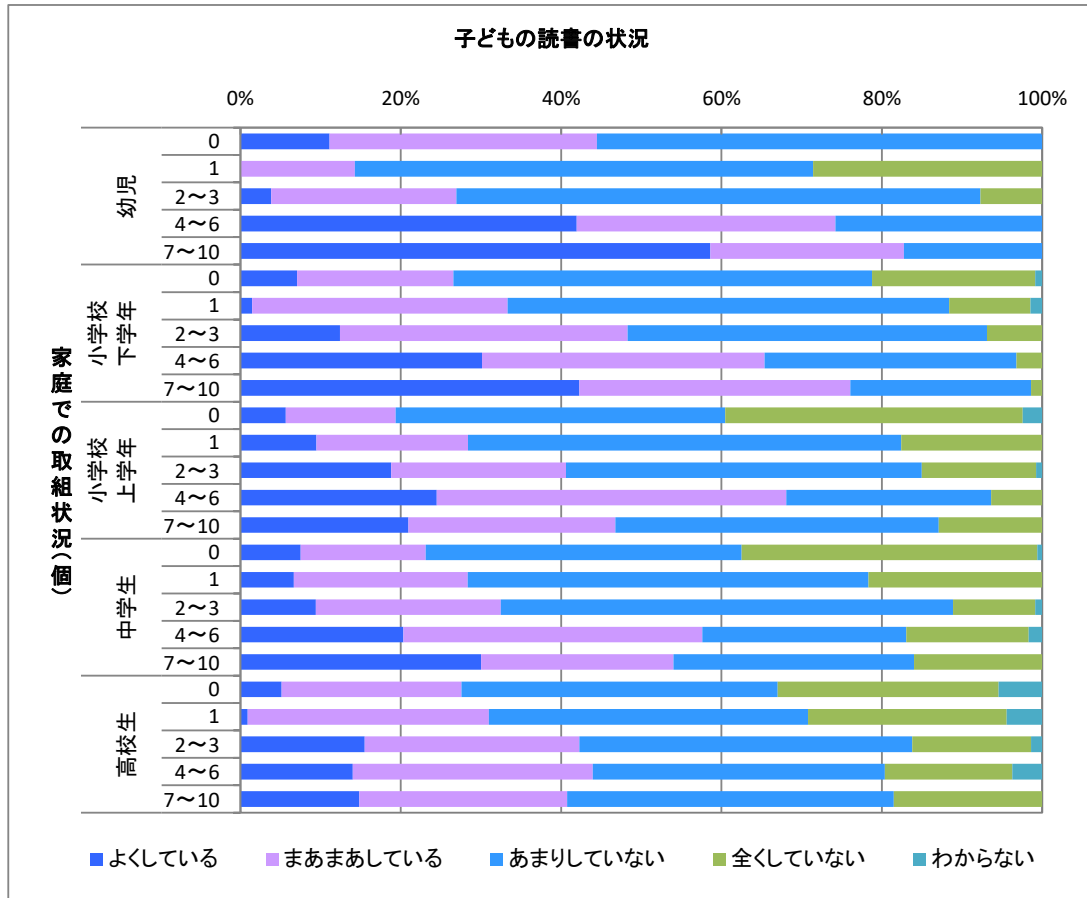


(家庭での取り組みを行っていない保護者の割合)

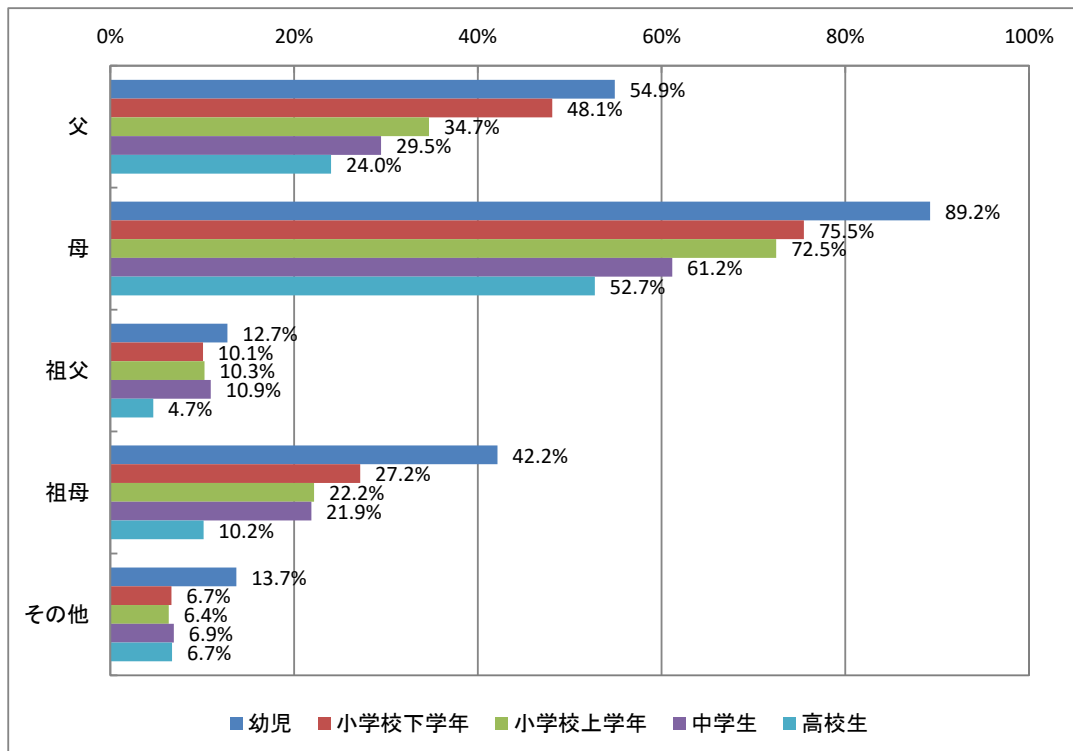


保護者アンケート結果

(家庭での取り組み状況と子どもの読書の状況)



(主に家庭での取り組みを行う者)



保護者アンケート結果

5 「子ども読書の日」の認知状況

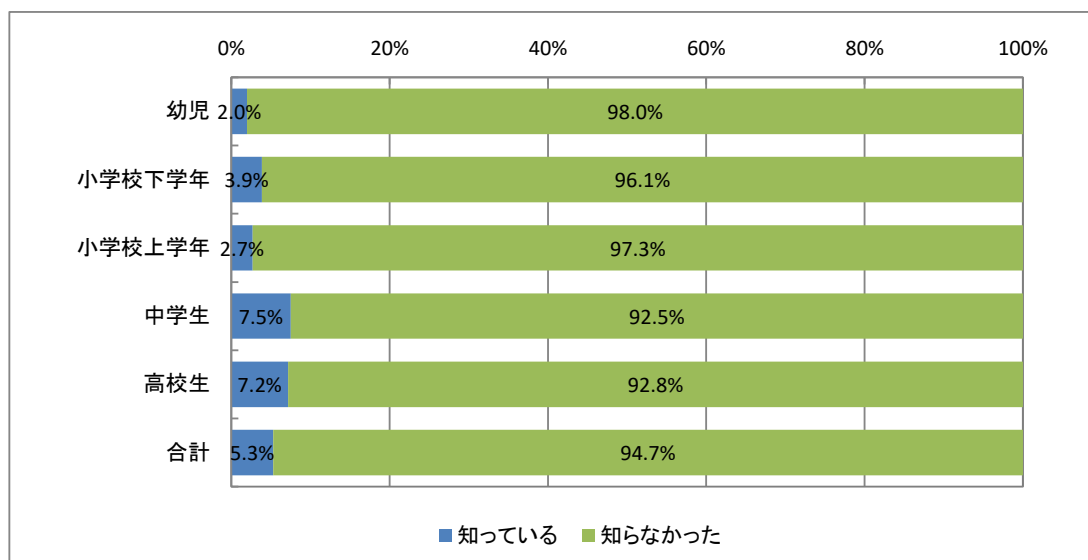
4月23日が「子ども読書の日」であることを知っていますか。
1 知っている 2 知らなかった

【集計】 (人)

区分	知っている	知らなかった
幼児	2	98
小学校下学年	21	523
小学校上学年	13	467
中学生	33	407
高校生	51	659
合計	120	2,154

【結果概要】

「子ども読書の日」を知らない保護者が大半を占めている。
毎年「子ども読書の日」に各自治体などで様々な取組が行われているが、あまり認知されていない状況である。



学校アンケート結果

1 学校図書館の開館時間

貴校の学校図書室（館）の開館時間をすべて選んでください。

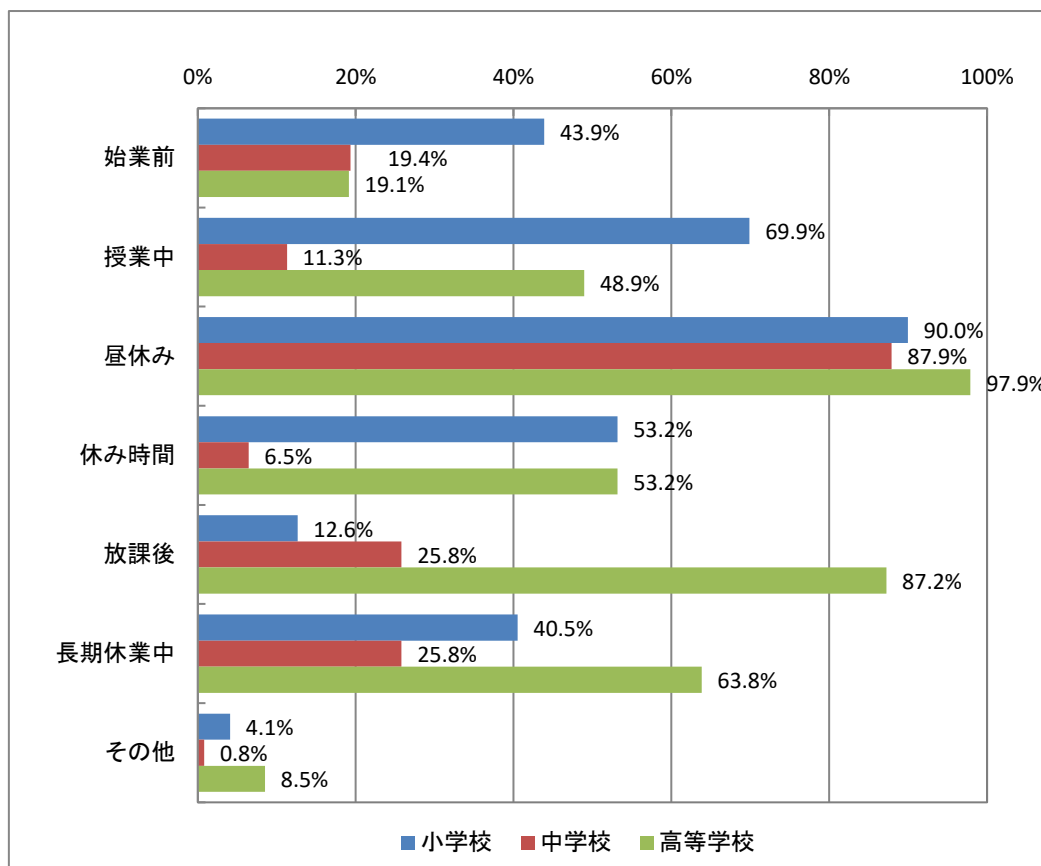
1 始業前 2 授業中 3 昼休み 4 休み時間
 5 放課後 6 長期休業中 7 その他の開館時間（ ）

【集計】 （校）

区分	始業前	授業中	昼休み	休み時間	放課後	長期休業中	その他
小学校	118	188	242	143	34	109	11
中学校	24	14	109	8	32	32	1
高等学校	9	23	46	25	41	30	4
合計	151	225	397	176	107	171	16

【結果概要】

昼休みはほとんどの学校で開館している。放課後は学校段階が上がるにつれて開館している割合が多くなるが、その他の時間（授業中、休み時間及び長期休業中）については、中学校で開館している割合が低くなっている。前回の調査（平成30年7月）とほぼ同じ傾向である。



学校アンケート結果

2 今後力を入れていく取組

貴校において、子どもの読書活動を推進するため、今後どのような点に特に力を入れて取り組みたいと考えていますか。該当するものを3つまで選んでください。

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1 学級図書委員の活動を通じた学級図書の充実 | 3 先進地への視察等 |
| 2 学校関係者に対する研修 | 5 教師自身の読書活動の推進 |
| 4 保護者や地域からの図書の寄贈受け入れ | 7 ボランティアの受け入れ |
| 6 推薦図書コーナーの設置 | 9 授業等での図書室の活用 |
| 8 公立図書館との連携強化 | 11 図書室の図書の貸出の促進 |
| 10 子ども同士の本の紹介の機会を提供 | 13 学級での読み聞かせや本の紹介 |
| 12 司書教諭としての活動の保障 | 15 自習室の充実 |
| 14 CD、DVDの充実 | 17 開館時間の延長 |
| 16 パソコンの充実 | 19 その他 () |
| 18 特になし | |

【集計】

(校)

区分	学級図書充実	研修	視察	寄贈受入	教師の読書
小学校	71	6	2	13	20
中学校	69	1	2	1	10
高等学校	26	1	1	4	3
合計	166	8	5	18	33

区分	推薦図書コーナー	ボランティア	公立図書館との連携	授業での図書室活用	子ども同士の本の紹介
小学校	62	64	56	154	79
中学校	47	8	10	52	48
高等学校	24	0	4	26	8
合計	133	72	70	232	135

区分	図書室の図書貸出促進	司書教諭の活動保障	学級での読み聞かせ等	CD、DVD充実	自習室充実
小学校	155	3	86	2	2
中学校	73	2	11	1	5
高等学校	29	0	1	1	0
合計	257	5	98	4	7

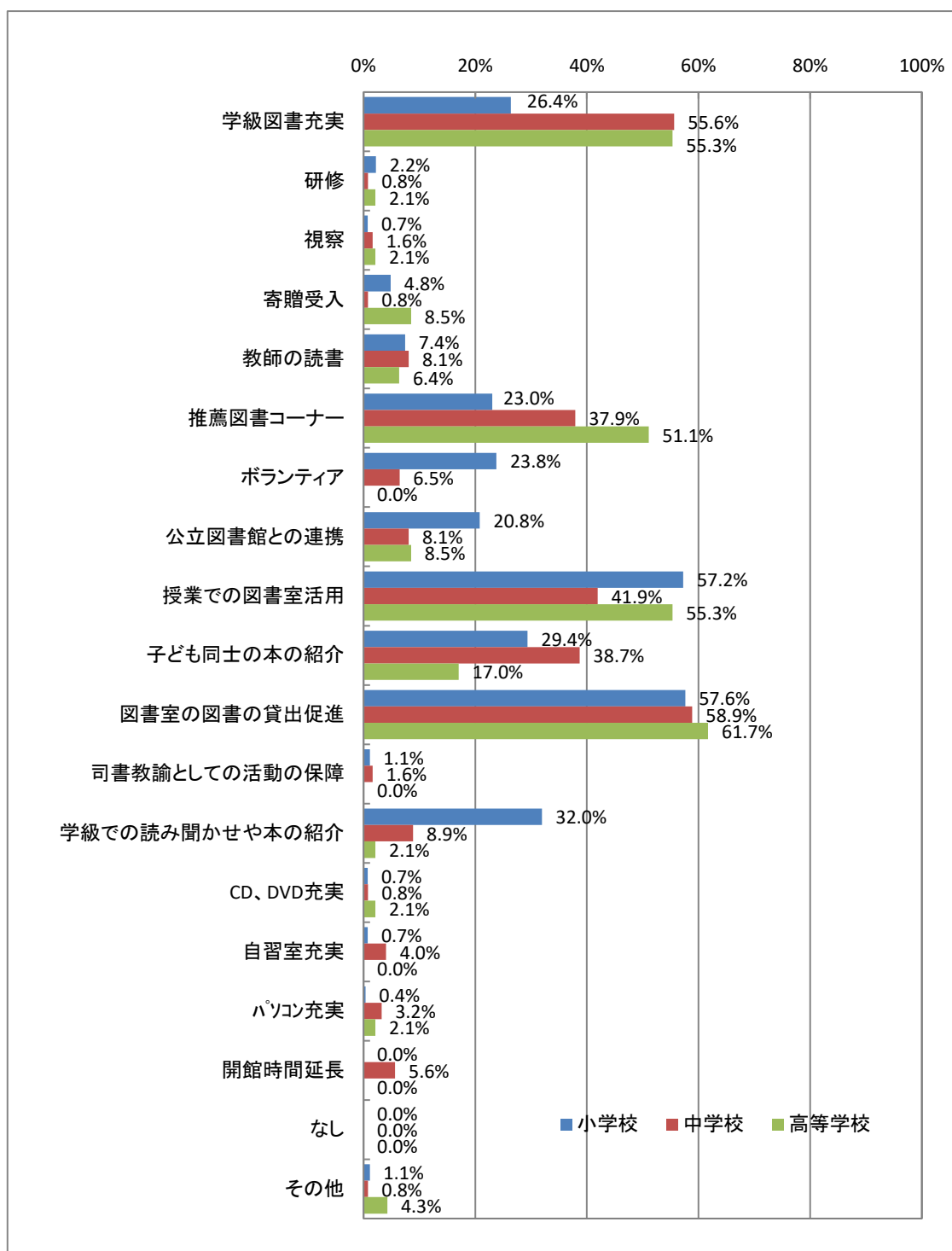
区分	パソコン充実	開館時間延長	なし	その他
小学校	1	0	0	3
中学校	4	7	0	1
高等学校	1	0	0	2
合計	6	7	0	6

【結果概要】

どの学校段階においても「授業等での図書室の活用」「図書室の図書の貸出の促進」に力を入れていきたいと回答しており、それに加えて、小学校では「学級での読み聞かせや本の紹介」が多く、中学校及び高校では「学級図書委員の活動を通じた学級図書の充実」「推薦図書コーナーの設置」が多くなっている。

また、高校では「学級図書委員の活動を通じた学級図書の充実」「推薦図書コーナーの設置」が、前回の調査（平成30年7月「34.7%」「22.4%」）より大幅に増加している。

学校アンケート結果



公立図書館アンケート

1 来館者用インターネット端末の設置状況

貴図書館に来館者用のインターネット端末を設置していますか。

- 1 設置済み (台) 2 設置予定 (年頃)
3 設置予定なし 4 検討中

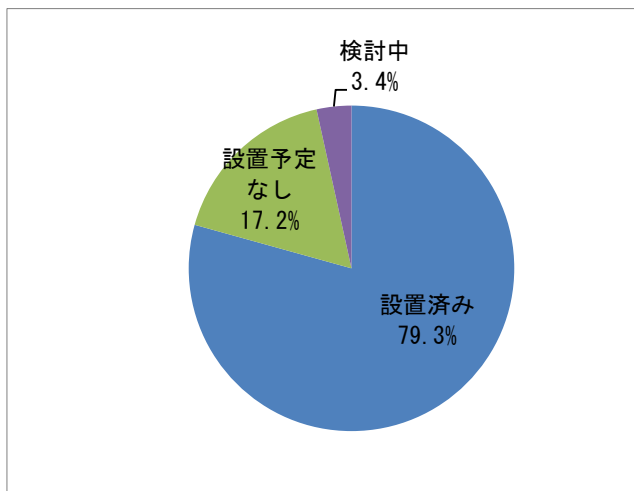
【集計】 (館)

設置済み	設置予定	設置予定なし	検討中
23	0	5	1

【結果概要】

79.3%の図書館で来館者用のインターネット端末を設置している。

「設置済み」の図書館は、それぞれ1台～9台設置しており、館によってバラつきが見られる。



2 電子書籍の導入状況

貴図書館では、電子書籍を導入していますか。

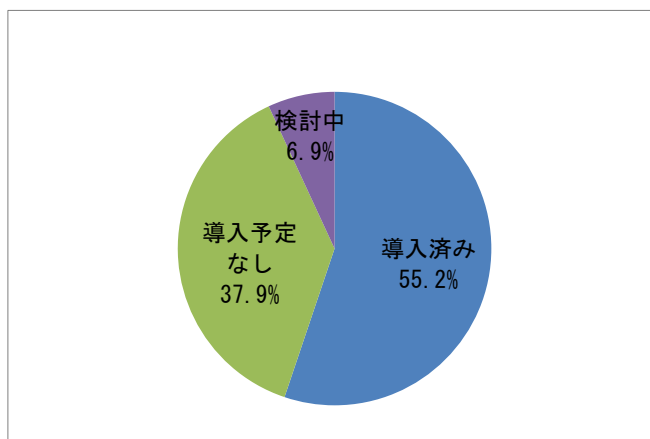
- 1 導入済み 2 導入予定 (年頃)
3 導入予定なし 4 検討中

【集計】 (館)

導入済み	導入予定	導入予定なし	検討中
16	0	11	2

【結果概要】

半数以上の図書館で電子書籍を導入済みである。



公立図書館アンケート

5 ボランティア希望者への情報提供方法

貴図書館では、ボランティア希望者に対して、活動の場等に関する情報をどのように提供していますか。該当するものをすべて選んでください。

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 ホームページ | 2 広報誌 |
| 3 図書館内へのチラシの掲示 | 4 登録者へ直接チラシ等で案内 |
| 5 その他 () | |

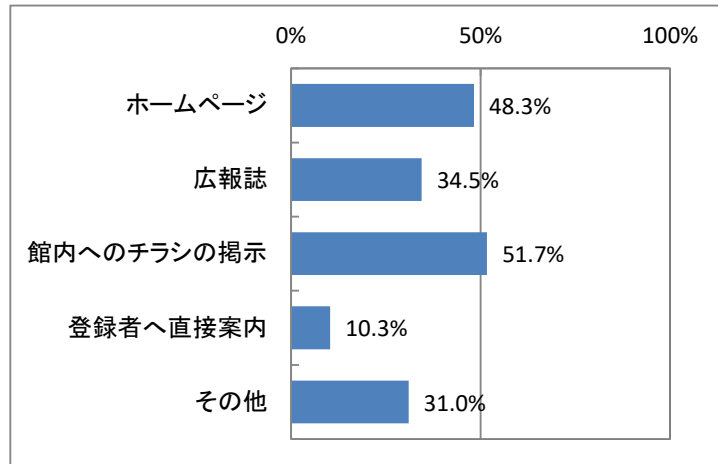
【集計】 ※対象図書館：29館 (館)

ホームページ	広報誌	館内へのチラシの掲示	登録者へ直接案内	その他
14	10	15	3	9

【結果概要】

「館内へのチラシの掲示」が最も多く、次いで「ホームページ」が多くなっている。前回の調査（平成30年7月）と比較すると、「登録者へ直接チラシ等で案内」が14.7ポイント減少し、「その他」が16.7ポイント増加している。

「その他」については、問い合わせの都度、直接情報提供をしたり、SNSを活用しているとの回答があった。



公立図書館アンケート

6 今後の主な取組予定

貴図書館では、子どもの読書活動を推進するため、今後どのような点に特に力を入れて取り組みたいと考えていますか。該当するものを3つまで選んでください。

- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| 1 図書館での読書活動の支援（絵本の読み聞かせ等） | 6 保護者向けの情報提供 |
| 2 学校、公民館等図書館外への読書活動の支援（絵本の読み聞かせ等） | 8 パソコンの充実 |
| 3 図書館内での調べ物支援（レファレンス） | 10 CD、DVDの充実 |
| 4 学校、公民館等図書館外への調べ物支援（レファレンス） | 12 電子書籍の導入 |
| 5 学校への一括貸出し | 14 特になし（理由： ） |
| 7 面白い本の紹介や展示 | 15 その他（ ） |
| 9 開館時間の延長 | |
| 11 自習室（席）の充実 | |
| 13 子ども向け電子書籍の充実 | |

【集計】 ※対象図書館：29館 (館)

館内での読書活動の支援	館外への読書活動の支援	館内での調べ物支援	館外への調べ物支援	学校への一括貸出し
22	12	5	3	4

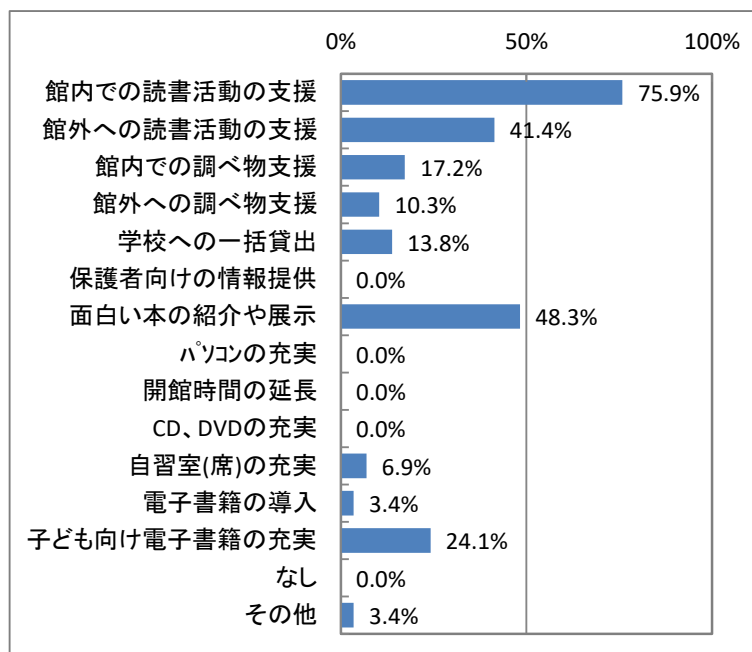
保護者向けの情報提供	面白い本の紹介や展示	パソコンの充実	開館時間の延長	CD、DVDの充実
0	14	0	0	0

自習室(席)の充実	電子書籍の導入	子ども向け電子書籍の充実	なし	その他
2	1	7	0	1

【結果概要】

今後、「図書館での読書活動の支援（絵本の読み聞かせ等）」に力を入れて取り組む図書館が75.9%、次いで、「面白い本の紹介や展示」が48.3%となっている。

また、今回調査から電子書籍に関する項目を追加したところ、「子ども向け電子書籍の充実」が24.1%と4番目に多くなっている。



公立図書館アンケート

7 多様な子どもたちのための取組

貴図書館では、障がいのある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもたちが本に親しむために、今後どのようなことに特に力を入れて取り組みたいと考えていますか。該当するものを3つまで選んでください。

- | | |
|--------------|----------------------------|
| 1 録音図書の配置 | 2 点字図書の配置 |
| 3 さわる絵本の配置 | 4 布絵本の配置 |
| 5 LLブックの配置 | 6 読書支援器（拡大読書器・読み上げソフト等）の設置 |
| 7 施設のバリアフリー化 | 8 日本語以外の絵本・児童書の配置 |
| 9 文字のない絵本の配置 | 10 特になし（理由： ） |
| 11 その他（ ） | |

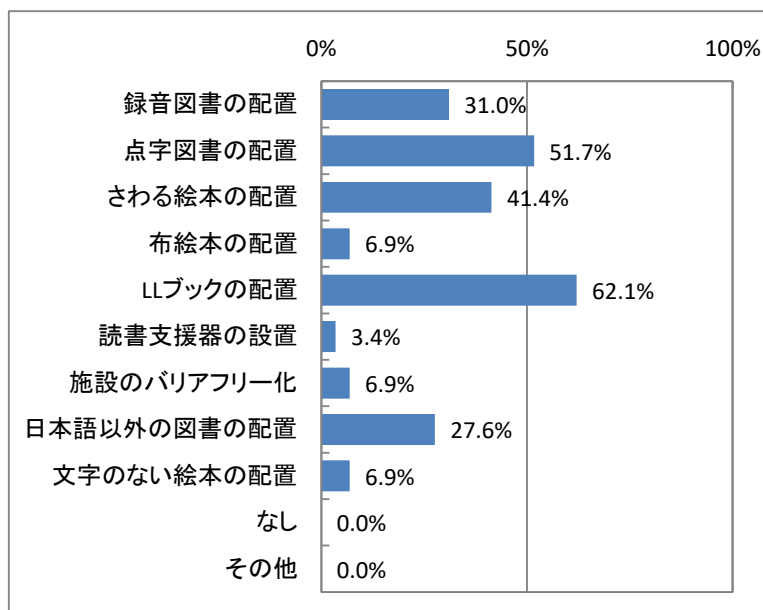
【集計】 ※対象図書館：29館 (館)

録音図書の配置	点字図書の配置	さわる絵本の配置	布絵本の配置	LLブックの配置	読書支援器の設置	施設のバリアフリー化
9	15	12	2	18	1	2

日本語以外の図書の配置	文字のない絵本の配置	なし	その他
8	2	0	0

【結果概要】

半数以上の図書館が、「LLブックの配置」「点字図書の配置」に力を入れて取り組みたいと回答しており、次いで「さわる絵本の配置」「録音図書の配置」となっている。



公立図書館アンケート

8 今後の学校等の他機関との連携

貴図書館では、今後学校等の他機関とどのような連携を図りたいと考えていますか。該当するものを2つまで選んでください。

- | | | |
|--------------------|----------|----------|
| 1 団体貸出 | 2 移動図書館 | 3 担当者連絡会 |
| 4 司書の派遣 | 5 見学受け入れ | |
| 6 利用の促進と積極的な利用受け入れ | | |
| 7 電子書籍貸出サービスの提供 | | |
| 8 特になし（理由： ） | 9 その他（ ） | |

【集計】 ※対象図書館：29館 (館)

団体貸出	移動図書館	担当者連絡会	司書の派遣
10	6	3	3

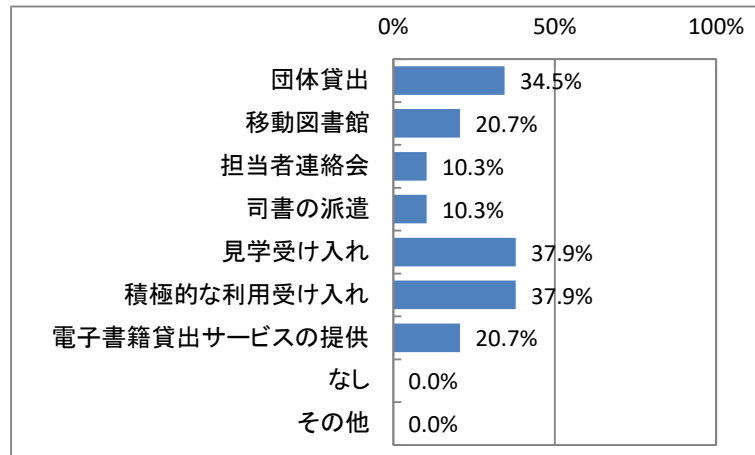
見学受け入れ	積極的な利用受け入れ	電子書籍貸出サービスの提供	なし
11	11	6	0

その他
0

【結果概要】

「見学受け入れ」「利用の促進と積極的な利用受け入れ」「団体貸出」について連携を図りたい図書館が多い。

また、今回調査から追加した「電子書籍貸出サービスの提供」が、「移動図書館」と並んで3番目に多くなっている。



市町アンケート結果

3 公民館図書室の他機関との連携

公民館図書室において子ども読書活動を推進するため、現在どのような機関と連携を図っていますか。該当するものをすべて選んでください。

- 1 公立図書館 2 学校 3 幼稚園・保育所
4 保健所 5 子育て支援センター 6 特になし（理由： ）
7 その他（ ）

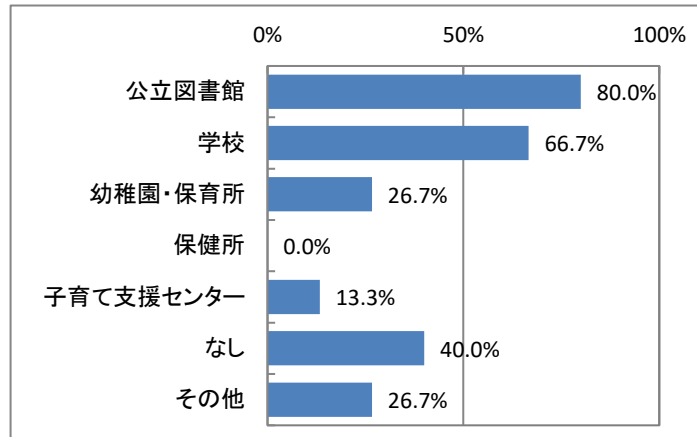
【集計】 ※設問2における公民館設置市町数：15 (団体)

公立図書館	学校	幼稚園・保育所	保健所	子育て支援センター	なし	その他
12	10	4	0	2	6	4

【結果概要】

半数以上の市町の公民館図書室で、公立図書館や学校と連携を図っている。

「その他」は、「児童クラブ」、「読み聞かせ団体」等である。



4 公民館図書室での取組状況

公民館図書室では、子どもの読書活動推進のため、どのような活動をしていますか。該当するものをすべて選んでください。

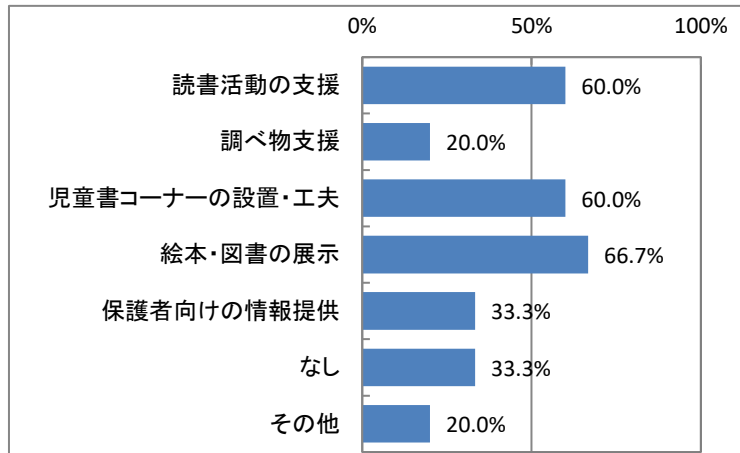
- 1 ボランティアなどによる読書活動の支援（絵本の読み聞かせ等）
2 調べ物支援（レファレンス） 3 児童書コーナーの設置・工夫
4 絵本・図書の展示 5 保護者向けの情報提供
6 特になし（理由： ） 7 その他（ ）

【集計】 ※設問2における公民館設置市町数：15 (団体)

読書活動支援	調べ物支援	児童書コーナー設置・工夫	絵本・図書の展示	保護者向け情報提供	なし	その他
9	3	9	10	5	5	3

【結果概要】

「絵本・図書の展示」をしている団体が、前回調査（平成30年7月「6.7%」）から大幅に増加している。次いで「ボランティアなどによる読書活動の支援（読み聞かせ、紙芝居等）」「児童書コーナーの設置・工夫」をあげた団体が多い。



市町アンケート結果

5 公民館図書室での今後の取組

子どもの読書活動を推進するため、公民館図書室において今後どのような点に特に力を入れて取り組みたいと考えていますか。該当するものを3つまで選んでください。

- 1 公民館図書室内での読書活動の支援（絵本の読み聞かせ等）
- 2 学校等公民館図書室外への読書活動の支援（絵本の読み聞かせ等）
- 3 公民館図書室内での調べ物支援（レファレンス）
- 4 学校等公民館図書室外への調べ物支援（レファレンス）
- 5 児童書コーナーの設置・工夫
- 6 学校への一括貸出し
- 7 保護者向けの情報提供
- 8 面白い本の紹介や展示
- 9 パソコンの充実
- 10 開館時間の延長
- 11 CD、DVDの充実
- 12 自習室（席）の充実
- 13 電子書籍の導入
- 14 子ども向け電子書籍の充実
- 15 特になし（理由： ）
- 16 その他（ ）

【集計】 ※設問2における公民館設置市町数：15 (団体)

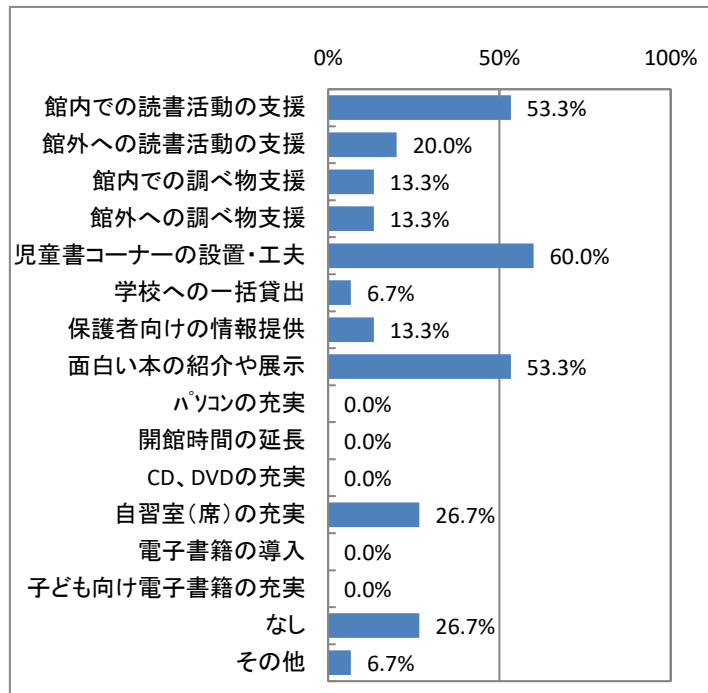
室内での読書活動の支援	室外への読書活動の支援	室内での調べ物支援	室外への調べ物支援	児童書コーナーの設置・工夫	学校へ一括貸出し
8	3	2	2	9	1

保護者向けの情報提供	面白い本の紹介や展示	パソコンの充実	開館時間の延長	CD、DVDの充実	自習室（席）の充実
2	8	0	0	0	4

電子書籍の導入	子ども向け電子書籍の充実	なし	その他
0	0	4	1

【結果概要】

「児童書コーナーの設置・工夫」や「公民館図書室内での読書活動の支援（絵本の読み聞かせ等）」、「面白い本の紹介や展示」に力を入れて取り組みたいとしている団体が半数以上となっているほか、「自習室（席）の充実」と回答した割合が前回の調査（平成30年7月「0.0%」）より多くなっている。



学校における読書活動の状況

1 全校一斉の読書活動の実施状況

	愛媛県(R5)	全国平均(R元)
小学校	94.4%	90.5%
中学校	89.6%	85.9%
高等学校	93.2%	39.0%

※本県調査

全校一斉の読書活動を実施している学校の割合は、各学校段階とも全国平均を上回っている。

2 12学級以上の学校における司書教諭の発令状況

	愛媛県(R5)	全国平均(R元)
小学校	100%	99.4%
中学校	100%	98.8%
高等学校	100%	98.5%

※文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」

12学級以上の学校では、法に基づいて確実に司書教諭が配置されており、さらに7学級以上の学校まで拡充されている。

3 ボランティアの導入状況 (R元年度末現在)

	愛媛県	全国平均
小学校	87.8%	78.7%
中学校	13.5%	27.9%
高等学校	2.2%	2.5%

※文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」

読み聞かせ等のボランティアを導入している学校の割合は、小学校は全国平均を上回っているのに対して、中学校、高等学校では全国平均を下回っている。

4 学校図書館の図書整備状況 (R元年度末現在)

(1) 学校図書館図書標準の達成学校数の割合

	愛媛県	全国平均
小学校	79.6%	71.2%
中学校	73.8%	61.1%

(2) 1校あたり蔵書冊数

	愛媛県	全国平均
小学校	8,821冊	9,379冊
中学校	11,395冊	11,071冊
高等学校	20,864冊	24,205冊

※文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」

小学校、中学校とも図書標準達成校の割合は全国平均を上回っているが、1校あたりの蔵書冊数は、中学校で全国平均を上回っているのに対して、小学校、高等学校では全国平均を下回っている。

5 学校図書館の新聞配備状況

	愛媛県(R5)	全国平均(R元)
小学校	100%	56.9%
中学校	100%	56.8%
高等学校	100%	95.1%

※本県調査

学校図書館に新聞を配備している学校の割合は、各学校段階とも全国平均を上回っている。特に、小学校、中学校では2倍以上となっている。

6 公立図書館との連携状況

	愛媛県(R5)	全国平均(R元)
小学校	82.5%	86.0%
中学校	48.0%	65.4%
高等学校	50.0%	54.5%

※本県調査

公立図書館との連携を実施している学校の割合は、各学校段階とも全国平均を下回っている。

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法（平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第 3 条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第 4 条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第 6 条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第 7 条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第 8 条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動に関するホームページ一覧

	URL	QRコード
愛媛県教育委員会事務局 管理部社会教育課	https://ehime-c.esnet.ed.jp/shougai/index.html	
愛媛県立図書館	https://lib.ehimetosyokan.jp/	
愛媛県総合教育センター 「えひめ教職員ふれあい広場」	https://teachers-net.esnet.ed.jp/	
文部科学省 「子ども読書の情報館」	https://www.kodomodokusyo.go.jp/	
国立国会図書館 国際子ども図書館	https://www.kodomo.go.jp/	
公益社団法人 全国学校図書館協議会	https://www.j-sla.or.jp/	



愛媛県子ども読書活動推進計画（第五次）

令和6年3月

発行 愛媛県教育委員会

編集 愛媛県教育委員会事務局管理部社会教育課

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

TEL 089-912-2931

FAX 089-912-2929